

本日の会議に付した事件

第1回山元町議会定例会（第2日目）

平成23年3月8日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤晋也君）おはようございます。ただいまから、平成23年第1回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって、15番森茂喜君、1番菊地八朗君を指名します。

議長（佐藤晋也君）これから議長諸報告を行います。

1、一般質問の通告の受理。遠藤龍之君ほか3人の議員から一般質問の通告を受理したので、その一覧表を配布しております。

2、その他特に報告すべき事項。菊地八朗君から議発第1号山元町議会議員定数条例の一部を改正する条例の賛成取り消しの申し出があり、これを許可しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（佐藤晋也君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、質問、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議長（佐藤晋也君）8番遠藤龍之君の質問を許します。

遠藤龍之君、登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい。2011年度第1回議会定例会に当たり、町民の皆さんが要望する当面の諸課題をはじめ、今後のまちづくりにかかわることなど、町政全般にわたり一般質問を行い、町長の所見をお伺いするものであります。

1件目は、国保世帯の負担軽減を図るため国保税の引き下げを求める質問であります。

このことにつきましては9月、12月議会で取り上げ、大幅な国保税の値上げに伴う国保世帯の負担軽減を図るために、国保税の引き下げを求める質問をしてきましたが、

それに対し、町長は、制度の安定運営を最優先。今年度のみの状況をもって是非の判断は時期尚早とする理由から国保税の引き下げを否定し続けております。しかし、国保世帯の生活実態に合わない、国保税の平均30パーセントを越す大幅引き上げ、とりわけ低所得層に平均を大きく上回る重い負担となっていることは問題です。今、全国の多くの自治体では赤字運営を強いられながら基金の取り崩し、一般会計からの繰り入れ等、努力を重ね、国保世帯の負担の軽減を図っております。山元町は、幸いにも予定していなかった多額の基金を抱え、財源は十分確保されております。そこで次の点についてお伺いいたします。

1点目は、平成21年度の予算と決算の関係についてであります。

2点目は、平成22年度の収支差引剰余額、基金等の見込みについてお伺いいたします。

3点目は、「平成15年度国民健康保険事業の運営に当たっての留意事項について」に基づく県の指導内容について。

4点目は、基金等を活用した国保税の引き下げを求める質問であります。

2件目は、介護保険制度の充実についてであります。

介護保険制度が施行されて11年目を迎えております。介護を社会的に支えることを目的に発足した制度であります。利用者にとっては負担が重くなっている介護保険料や利用者負担、42万人に上る特別養護老人ホームの待機者、ちなみに、山元町では100人ぐらい。実質30人ほどというふうにも言われており、こうした保険あって介護なし、サービスを受けたくても受けられないといったさまざまな問題が表面化しております。そうした中、2012年度からの介護保険制度の改定に向けて作業を進めている厚生労働省の見直し案が明らかにされております。この見直し案にはサービスの後退にもつながるような内容も含まれていると言われております。そこで次の点についてお伺いいたします。

1点目は、介護保険制度の改定に向けての見直し案の内容についてお伺いします。

2点目は、高齢者の負担軽減や安心してサービスが受けられるよう、見直し案に示されている問題の改善や国庫負担の引き上げなど、国へ働きかける考えはないか、でございます。

3点目は、現状でも重い負担となっている保険料、利用料の基金なども活用しての町独自の引き下げを行う考えはないか、をお伺いいたします。

3件目は、TPP交渉参加についてであります。

TPPは例外のない関税撤廃が大原則となっており、その影響は農林水産業や地域経済にとどまりません。国民の暮らしを壊し、国のかたちを変えてしまいかねない協定といわれております。TPP交渉参加について、町長はどのようなお立場、考えをお持ちかお伺いをするものであります。

以上、3件についての一般質問でございます。

議長（佐藤晋也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。おはようございます。

遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、国保税の引き下げについての1点目、平成21年度予算と決算の関係につ

いてですが、平成21年度の当初予算編成に当たっては、平成20年度途中の医療給付費等実績を踏まえ、後半の医療給付費見込み額と厚生労働省が示した平成21年度の医療給付費見込みの伸び率を参考に所要額を計上したところであります。

また、歳入については各種の交付金及び国県の負担、補助金等を各負担率に基づく見込み額をもって編成したものであります。

このような過程を経て編成した予算に基づき執行した結果、平成21年度の決算剰余額は約2億3,000万円で、例年の決算剰余額を約7,000万円ほど上回る額となったものであります。

なお、例年の額を上回る剰余額になったことについては、昨年9月及び12月議会でもお答えしておりますように、その主な要因として、歳入では、高額医療共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金が例年と比較し大幅に増加したことや、財政調整基金繰入を平成20年度と比較し約3,700万円ほど多く繰り入れしたことに加え、財政調整交付金が見込み額より増加したことなどが挙げられます。

次に2点目、平成22年度の収支差引剰余額と基金の見込みについてですが、歳入では、財政調整交付金が確定していないこと、また、医療給付費実績でも1月で1,500万円前後の変動があることなど不確定要素はあるものの、現時点においてはおおむね1億3,000万円前後の決算剰余額になるのではないかと見込んでおります。この決算剰余額を法の規定に基づき2分の1以上を積み立てするとした場合、本年度の決算見込みにおける財政調整基金の残高は、およそ3億円前後になります。

次に、平成15年度国民健康保険事業の運営に当たっての留意事項についてですが、これは各市町村保険者に対し、健全で安定した国保財政運営を行う指導指針として県国保医療課から示されたものであります。その中で財源調整の要である基金に関しては被保険者数に応じた目標額算定基準が設けられており、この基準に基づき算出しますと、本町における適正規模の基金額は約2億4,000万円となります。

次に、第4点目、基金等を活用した国保税の引き下げについてであります。この件に関しては議会の請願や過日の町民懇談会でもご意見をいただいておりますが、現行税率に改正を行ってからまだ1年も経過していない状況であります。税率改正年度である本年度のみの運営状況をもって、3年間の需要額を算定基礎とした国保税の引き下げの是非の判断は、現時点では時期尚早であると考えております。

今後も保険財政の安定的な運営を基本に、本年度の決算状況や医療給付費の動向を踏まえた適正な受益と負担の観点から総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、介護保険制度の充実についてのご質問の1点目、介護保険制度の見直しについてですが、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、軽度者への利用者負担引き上げや生活援助などの給付縮小、ケアプラン作成等のケアマネジメントについての利用者負担の導入などが論議され、昨年11月25日に介護保険制度の見直しに関する意見案が取りまとめられました。その後、利用者負担増が見送りになるなど一部修正され、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた見直し案の概要が示されたところであります。

その中では、要支援者や軽度の要介護者に対するサービスのあり方について、保険給

付の効率化・重点化の観点から引き続き検討されることとなっており、また、市町村の判断で要支援者を介護保険サービスの対象から市町村が実施する地域支援事業へ移行させることが求められております。この見直し案では今後市町村の負担増も懸念されますことから、その取り扱いの動向を注視しているところであります。

次に、2点目の見直しに示されている問題の改善と国への働きかけについてですが、これらのことは本町に限らず各自治体の共通の課題でもありますことから、県町村会などを通して対応してまいり所存であります。

次に、3点目の基金等を活用した保険料や利用料の町独自の引き下げについてですが、特別会計は、特定財源をもって特定の支出に充てることを明確に経理する目的で設けられております。介護保険特別会計についても特定の事業、いわゆる介護給付に保険料を充てることを目的としているものであり、保険料の剰余金積み立てである基金を個人負担、1割でございますけれども、その軽減に用いることは被保険者間での平等性を欠くことから望ましいものではないと考えております。

また、保険料については、平成21年度からの被保険者負担軽減措置である介護従事者処遇改善臨時特例交付金が来年度に終了することや、間もなく団塊の世代が満65歳に到達することなどから、次期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画期間中の介護保険料の値上げは避けられないものと判断しております。

保険料の引き下げについてですが、平成20年度の第4期計画策定時において、このような状況を想定して基金を運用してまいりましたので、平成24年度からの第5期計画の保険料改定に際しましては、基金を保険料の抑制財源として有効に活用したいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、大綱第3、T P P交渉参加のご質問についてですが、今後、本協定が締結され例外なく関税が撤廃された場合、最も影響を受けるのが生命産業であり、かつ美しい四季折々の田園風景の保全など多面的機能を有している農業であります。また、T P P参加諸外国から安価な農作物が輸入され価格最優先の市場競争となった場合には、食生活における安全性も危惧されるところであります。

国は、競争力のある農業を目指した農業構造改革推進本部を設置し、本年6月をめぐりに基本方針を策定することとしておりますが、いまだに具体案が示されておられません。

このようなことから、農業が基幹産業である本町といたしましては、県や全国の町村長会においてT P P参加に関する特別決議をそれぞれ採択し、これまで関係省庁や本県選出の国会議員に対して要請活動を行ってきたところであります。

私といたしましては、今後の農業政策やT P P交渉の内容が明確でない現時点においてT P Pに参加することには賛成いたしかねます。しかしながら、今後の日本経済全体を見据えた場合、T P P参加の是非については、国民生活のさまざまな分野に影響を及ぼすものであり、農業分野にあっても、これまでの保守的な農業から攻める農業への転換期であることも事実であります。日本国内で栽培した農作物は安全であるといった食の安全・安心を全面に打ち出し、T P P参加国を相手に日本の高い農業技術をもって生産力を高めるとともに、競争力を強化し、国際社会に通用する農業国としての施策やビジネスチャンスとしてつなげるなどの取り組みも重要になってくるものと考えられます。

町といたしましては、今後も国の動向に注視するとともに、県やJ Aなど農業関係機

関との連携を密に長期的な視野に立ち、足腰の強い農業強化策の展開や地域色豊かな農業について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい。1件目の国保税についての問題ですが、相変わらずのご答弁、これまでと何ら進展していない答弁であったかと受け止めております。今本当に負担の重さに耐えている方々の思いがどこに通じているのか、ちょっと疑問に残るということを指摘しておきたいと思っております。

1点目について確認したいと思っておりますが、予算と決算の関係についてですね。この理由につきましても前回、前々回同様のご答弁内容、そこら何らかの検討も精査もされていないのかなというふうに感じているところであります。

ちなみに、示させていただきますと、国庫支出金につきましては、当初4,400万円ほどで計上したものが、結果、決算では5億4,800万円、約5億5,000万円、1億1,000万円近い増額となっております。増額といいますか、まず当然の額なんですけれども。ちなみに平成20年度はどういう予算と決算の関係になっているのかといえますと、4億4,300万円に対して4億9,000万円、ほぼ、これまた5,000万円近い増額となっております。次に、同じような性格の療養給付費等交付金につきましては、1億1,000万円が1億2,800万円、約2,000万円の増ですね。これはこんなものなのかなと。逆に、平成20年度は1億9,900万円、約2億円の予算に対して、結果1億5,000万円。これちょっと何かあったのかなというふうな感じも受けるわけですが。それから前期高齢者納付金につきましては、4億4,000万、約4億5,000万に対して、同じく4億4,700万円に対して4億7,000万円、約2,500万円ある。共同事業交付金につきましては1億9,600万円、予算。結果2億4,000万円、これまた4,600万円、約5,000万円ほどの増額となっております。これらも主な収入ですね、国保の。それらの合計を見ますと、予算11億9,000万円に対し13億9,000万円、約2億円予算と決算に大きな違いが出ているんですね。この要因は確認しないとだめなんですけど、本来ならばこうした性格のものはほぼ予算と合ったような結果が出てくるというのが普通のとらえ方なんですけど、そういう結果が出ております。このことについてどう思われるかお伺いします。

町長(齋藤俊夫君)はい。国保予算の編成についてのお尋ねでございますけれども、基本的に予算の編成、各年度とも同じなんですけど、大体毎年11月中に予算案を作成するようになるわけですが、いわゆる所得が確定していない時期にいろいろと集計なり積算をするというふうなことがございます。そういう段階での積算でございますので、歳入欠陥を招かないような、いわゆる慎重にといいますか、内輪といいますか、安全側に配慮すると申しますか、やはりそういうふうな積算をすることが基本になるというふうなことではございまして、それから、国保会計等の医療保険に類する特別会計は、一般会計と違まして歳出重視の予算編成にならざるを得ないと。いわゆるこの保険の給付費の支給に耐えられるというふうなそういう特殊性の中での編成を余儀なくされているというふうなことが基本にあるということがございまして、どうしても歳入を安全に見積もって歳出の方も給付の方も安全に見積もるというふうな中でのその辺の開きが出てしまう傾向にあるということとは否めない事実であろうというふうには考えております。

8番(遠藤龍之君)はい。こういう結果は仕方のないものだというふうなふうに受けとめました。

しかし、先ほどの町長の1回目の答弁では、じゃ3カ年の計画、今後のね、そういうことを防ぐために3カ年の計画を立てて、そのために必要だから基金をあのくらい残しておかなくちゃならないというご答弁なさっているんですよ。でしたらば、19年から21年度の計画のこれ第3年目なんです。3年目をほぼ前回の説明にもありましたが、1年目は多く余裕を持って見ているんだというような説明がありました。そして、だんだん3年ぐらいでならして、そこで3年間でおさめると、抑えるというような説明をしてきたんですよ。これは3年目なんです。このことについてどう思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。現在の制度については、ご案内のとおり、去年の5月の臨時議会で向こう3年間の保険制度の税率改定というふうなことでお認めをいただいた内容でございますので、先ほどご答弁申し上げましたとおり、まだ初年度でございますので、初年度の……（「3年目、21年のことを言っているんだよ」の声あり）失礼しました。勘違いしました。21年度は前3カ年度のそういう時期でございますね。22年度とちょっと勘違いしてしまいましたけれども。21年度については過去3カ年間の実績の中で一つの区切りがあって、それをベースに今回見直しをしてきたということでございますが、これは単年度決算、なかなか難しい性格の会計でございますので、やはり3カ年を一つの期間とするにしましても、継続性を持って安定的に運営するということが極めて大事なことでございますので、そういうふうな視点で前期の3年、そして現在の3年というふうなことで対応しなくちゃいけないものだというふうに考えております。

8番（遠藤龍之君）はい。ちょっと私の質問に対しての答えになってないんですけども、ですから、3年間ね、安定運営をするために3年間の結果、このくらい余したということと、あとあわせて、平成21年度の歳入にそのような大きな幅が出ている。その結果、多分に、後々またあるんですけども、あの多額の剰余金が生まれたと。3か年の結果、多額な剰余金が生まれたと。そのことについてどう思われますか。そして、それをもとに新たな3年の計画を立てたということなんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。改めてお答えしますと、確かに一定の剰余金、2億4,000万円ほどの基金残高が21年度、町で発生をしているということでございますけれども、これも当初の回答でも申し上げましたとおり、安定的な基金の運営を目指すというふうな観点では、やはり一定の調整財源をもって運営をするということが必要でございますので、県の方から示されている保有額の目安、これを町としてもこれをベースにして保有額を維持してきているということでございまして、先ほど申し上げましたように、概ね県の目安に沿った2億4,000万円ほどの基金が21年度決算の中では発生しているというふうに理解をしておるところでございます。その後、本年度から向こう3か年間の新しい利率での運営が始まった中で、先ほどお答えしたとおり、この1月末現在での見通しによりますと、本年度の決算見込みは約3億円ぐらいになるのかなということでございますので、これなども参考にしながら今後の安定的な運営に努めてまいりたいというふうなことを申し上げたつもりでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。ちょっと今の答弁も質問に対しての答弁になっているのかなというふうに疑問に思いますが、ここでいつまでもとどまっていられないので、このことにつきましては平成21年度につきましては、結果から見れば、歳入を過少に見積もったと。そして、その結果余ったという見方もあるということを指摘しておきます。いろいろ後

から出てきますが。

あと、歳入についての繰越金の設定なんですけれども、それはどういうことに基づいて設定されているのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。繰越金の考え方でございますけれども、これは二つほどございます。一つは、療養給付費と国庫負担金の精算見込みによる返還金、それから退職者療養給付費等交付金精算による返還金、この二つの返還金を見込んで繰越金に充当しているというふうな状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。私、ちょっと私の方がわかるようなくだりの、そんなこと言うと。こっちから言うと、繰越金、当初で1,000万円設定しているんですが、ずうっと1,000万円を設定しているんですが、実は前年度の剰余金の残った部分が、基金に入れる残った分が繰越金として入るわけですが、それが何でその1,000万円というふうな設定しているのかということについてお尋ねしたんですけれども。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的なところは担当課長の方からお答えをさせていただきます。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。1,000万円の用途につきましては町長がご答弁申し上げたとおりでございますが、ある種の科目設定的な意味合いもございます。そのようなことでご理解をいただければというふうに存じます。

8番（遠藤龍之君）はい。ここで予算書でいいますとその他繰越金ということについて聞いているわけですが、前年度からの余った金が入ってくると。21年度だと2億3,000万円の残りだから22年度のその5,000万円くらい繰り越されると。あと、それ以前のも見てみますと大体その程度入ってきているんですね、繰越金。それはもう大体ほぼわかっているのに何で当初1,000万円に設定するのかという疑問で聞いたんです。というのは、もうこれ歳入を、さっきの話にもつながるんですが、歳入をまず低く抑える、当初でね。それで足りなくなったら基金取り崩して何とか体をなしましょうという、ということから、という疑問からの質問です。私はここをもっとそれに近い数字でまず当初上げてもいいのではないのかということでの質問なんです。その考え方についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは先ほどと繰り返しになりますけれども、やはり歳入と歳出の安全度を考慮というのがまず基本的にあるわけでございますので、ご指摘の部分は他の収入支出面含めて、やはりより精度の高いものに制度設計をしていく必要性は私も感じている部分はございますので、可能な限りこれまでの決算等を分析をしながら、より精度の高い財政運営、制度運営、これに留意をしていくべきかなと、そんなふうな基本的には思っているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。非常に安全運転過ぎるんですね。そのことを指摘しておきます。

それから、財政調整基金繰入金についてなんですけれども、21年度の流れを見てみますと非常に変化がある。ちなみに指摘示しますと、当初1億4,000万円を設定して、9月議会で3,800万円取り崩して、そして12月議会では1億1,800万円も取り崩している。その結果、2億2,000万円の取り崩し額になっている。そして3月議会でまた5,600万円を取り崩して、結果1億6,600万円という年度末の取り崩し額になっている。ここに見えるのは、12月議会で1億1,800万円取り崩した結果、基金の残額が3,800万円、880万円、あの資料に非常に符合している

んですね、我々に示された、ですよ。そして結果1億6,000万円にして、そして最終的に2億3,000万円余しているんですからね。この辺の流れについてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。年間を通した制度運営の是非でございますけれども、やはり資金需要が非常に波があるというふうな部分もございますので、そういう状況を踏まえて、時々歳入歳出を調整しながら運営してきているというのが実態でございます。詳細につきましては担当課長の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。予算の関係でございますけれども、当然その特別会計の性質的な部分として一般会計等と違って歳出重視によらざるを得ないというふうなことは、町長がご答弁申し上げましたとおりでございます。そのうちの歳入部分については、どうしても確定時期というふうなものが年間の中でもいろいろ時期が相違してございます。そうした場合における歳出需要に充てる財源としては保険金等見込みが確定していない部分については、ある種時系列的に財政調整基金の取り崩しでもって充てざるを得ないという実態がございます。そうした中でそれぞれの議会の都度、財政調整基金を取り崩しというふうな部分につきましては、その医療給付費の経過なりを踏まえながら、その時点における歳出需要を予測しての財政調整基金の充当というふうなことで運営しておるところでございます。そして最終的には保険金等の確定時期が3月過ぎてからというふうな部分がございます。決算でそれが不用というふうな形であったり、そのような形での精算的な意味合いに落ち着くというふうなところがございますので、ご理解いただければというふうに存じます。

8番（遠藤龍之君）はい。全く一貫性がないんですね。3か年の計画を出して、1年1年では歳出を見込んで、そして計画、予算を立てているのに、今の説明ではしょっちゅう変わるのが当たり前だと、出たり入ったりね。だから、そういう予算措置、そもそもそういう予算のとり方はいいのかという、そこにもう問題があるのではないかとというふうに考えるわけですが、まあいいです。今そこでのそうするつもりありませんから。

値上げ検討時に我々に示されたあの資料は、いつごろ作成されたものかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これも先ほど申し上げましたが、基本的には毎年11月時点のデータをベースに新年度の予算編成がされるというところがございますので、基本的にはそういう流れで税率改正をお願いをしてきているということでございます。

それから、若干前段の質問に補足をさせていただきますと、年間での収入なり、あるいは歳出という部分については非常に波があるというふうなことを申し上げましたけれども、歳入の関係で行きますと、科目だけで、いわゆるこの被保険者である町民の皆様方から納めていただく保険税を始めとして国庫支出金であるとか、療養給付費等交付金でありますとか、繰越金、諸収入含めて11項目からの歳入科目がございますし、歳出区分もこれは保険給付費、メインになる保険給付費からもろもろ、諸支出金まで含めると12項目にわたる歳出科目があるということがございますから、それは年間の中でいろんな資金需要と申しますか、お金の流れがある中でその都度、議会の場面でやりくりをさせていただいているということに補足をさせていただきたいというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。11月ごろ作成されたら、我々に示されたあの3,800万円もこの

まま行くと3,800万円しか残らなくなると。そして、それをもって大変だからということで30パーセントの値上げをあげたその資料になったわけですが、11月に作成したのも3,800万円ですよ。これが12月議会で1億1,800万円を取り崩して、結果3,880万円なんです。何かそこに合わせたような作為、意図的なものが見られるという疑問を持って今確認したんです、その作成当時とこの関係について。その辺についてはどう思われますか。

町長(齋藤俊夫君)はい。私どもとしては特に作為的にこの国保の予算を編成しているというふうな考えは毛頭ございません。

8番(遠藤龍之君)はい。当然そういうことだと思いますが、しかし、結果こういうことになっている。そして、結果、1億6,000万円取り崩したんですよ。先ほどの説明で2億3,000万円の大きな要因としている、この取り崩したものがね。でも本来ならば、その途中で返すこともできたのではないか、あるいはもう12月時点で、あるいは3月時点で。そういう作業はなぜなされなかったのかお伺いします。

町長(齋藤俊夫君)はい。詳細の部分に関係いたしますので、その辺の前後関係については担当課長の方からちょっと説明をさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課長(島田忠哉君)はい。確定するのが2か月遅れというふうな時期のずれなどもあって、現実的にはその年だけではなくてトータルとしてそのような考え方で財政運営を行っておりますので、その辺につきましては議員さんもお理解をいただいているものというふうに思われますが、以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい。理解しているから確認しているんです。例年ですと1億5,600万円、あと3月時点で戻している時期もあるんです、余裕ができたということで。それが会計のやり方だと思うんですけども、そして、ここで問題なのは、そこで大きく取り崩して、もう基金がこれしかなくなるんだからということで値上げのその大きな要因、理由にしたわけですよ。しかしながら、結果、それ以前にもう十分作業的にはできたわけなんです。戻してれば、また基金は9,600万円でしたけれども、これが1億6,000万円になっても不思議はない。あるいは2億円近くになっても、その年度末はね、というものができたのにもかかわらず、それをしなかった。今は2か月遅れ云々と言ってますけれども、実はこの見込みにつきましては前回は確認されておりますが、もう既に概ね年度初めにはもう想定されるということを行っているんですよ。そこで入れる2億数千万の余りが出るということはもうそこで想定されているということにもかかわらず、それはそのままにしておいたと。本来その時点で取り崩した部分を返してれば、基金の方に返してれば、年度末の基金高というのは9,600万円ではなくて2億円になってたかもわからない。3億円にはなるわけないんですけども。ということができたのにもかかわらず、そこでしていないという疑問について私聞いているんです。

町長(齋藤俊夫君)はい。担当課長の方から再度お答えさせていただきます。

保健福祉課長(島田忠哉君)はい。財政調整基金のとらえ方に私どもの考えている部分と相違する部分があるのかなというふうな感じをいたすわけでございますけれども、財政調整基金そのものについては一定規模の保有額というふうな部分がある種、年度間の調整的な部分もありますけれども、その部分については基本的には余り大きく変動させるような形の考え方ではなくて、財政調整基金についてはあくまでも不足財源等について臨時的に

対応するというふうなことの考え方でございますので、最初から基金を活用しての財源調整的な部分というふうな考え方に立っておりませんので、そのような考え方でもあるというふうなことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。いや、私はそういうことを聞いているのでなくて、これを値上げの理由にしているんですよ、3,800万円しか残らなくなるということを値上げの理由にしているわけですから。ところが、その流れを見ると、それが実はその時点ではもう3,800万円ではなくて、1億円、あるいは1億5,000万円という数字がもう当然見込まれている、基金残高に。あの値上げの理由にしたのを基金残高のその3,800万円しか残らなくなるからということですからね。そういうことですよ。まあいいです、まあいいですといいますか、そういうことで私は非常にこの件に疑問を持っています。

それから、今、何回も2億5,000万円、基金のね、これは保有しておかなくちゃならないということを強調されているわけですが、これは本当に県の指導なんですかどうか、今もそのような明確な指導を得ているのかどうかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えします。

基金についての県からの通知の関係でございますが、これは県の方では国保運営の目安として各市町村に対してお示しをしているというふうな状況でございますので、あとはそれを各市町村がどういうふうな形でその考えを踏襲するのか、これは我が町の考え方によるわけでございますけれども、基本的にはそういうふうなものを一つの参考として目安としてこれまで運営をしてきているということでございますので、これなども必ずしも絶対こうなさいというふうな基準ではございませんので、一つあくまでも目安ということでございますので、先ほどお答えしましたとおり、やはり町としての状況を踏まえて、より精度の高い全体的な制度設計と、こういうものに取り組む必要があるんだろうということも私もそういう認識しているということも先ほど申し上げたつもりでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。国保事業は自治事務ですよ。ですから、我が町の考え方を明確にその国保世帯の生活実態等々を見ながらこの基金の保有高についてはどこが適正なのかというのは自ら考えることのできる事務ですから、その辺はとりあえず今ここで確認しておきます。

あわせて、この指示文書には保険税・料の適正の賦課についてということについても指示しているんですね。これはどういうことなのかというと、「毎年度見直しを行い、適正な賦課割合、保険税・料の設定を行うこと」というふうに、あわせてこれも指示されているんですが、この辺の受け止め方についてお伺いいたします。毎年度ですからね。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のようなことも含めての目安というふうなことでお示しをされているというふうに理解しておりますので、毎年度のその賦課割合の平準化というふうなことも十分に考慮しながらやったださいよというふうな、そういうふうなものが示されて、そういうものも参考にしながら取り組んでいるということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そのように取り組んでいないから確認しているんですけども、さっきの3か年計画というのは何なのか。もう3か年計画を立ててもそのとおりに進むんだと。そのとおり進んだ結果あのくらいの大きな余り金を残したりとか、その年度年度で。ということでしたら、この辺を確認したわけですが、ちょっと今の答弁ではよくわかり

づらかったということを指摘しておいて、先ほど見込み額について3億円前後という数字ですが、1億3,000万円くらいを見込んで何で3億円なのかという、これまた惑わすような答弁なんですけれども、単純に今現在、2億6,000万円、今年度は非常に優秀で22年度はほとんど取り崩してないんです。当初4,000万円取り崩ししましたけれども、現時点では今回取り崩して二百何万くれたのかな、それでもやっぱり2億6,000万、6千何百万は現時点であるんですよ。そしてこれが最終的にもうきょうで終わりかもしれないけれども、最終的に大きな取り崩しをしなくちゃならない事態が起きるとということが想定されればまた別なんですけど、ほぼ大体例年だとこのまま推移するということになると、これに1億3,000万円ですから、2分の1以上ですから7,000万円を足すと、もう3億3,000万円になるんです。前後でないんですね。3億4,000万円、そうすると2億4,000万円でも1億余はもう優に自由に使える金になるものがあるというふうに見るわけですが、その辺についてどう思われるかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この財政調整基金の見方ですが、本年度末、今月末で約2億6,000万円ぐらいということで、その中から当初予算の取り崩しの予定額が6,000万円ほどございますので、それに今お話しいただいた1億3,000万円の剰余金の2分の1の積み立てということになるんですが、そこから先ほどちょっと前段触れさせていただきまして繰越金、二つの精算見込みによる返還金がございますので、それを約3,000万円ぐらい見込まなくちゃならないというふうなこともございますので、その辺の差し引きを考えた場合、積立額としておおむね1億円ぐらいが加わって、トータルで約3億円ぐらいになるのかなというふうに、そういうふうな順序立てて申せばそういうふうな差し引きの中で約3億円程度になるものというふうに見ているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。何か全体って、これまでの中ですっきりしない部分があるんですが、私は相当金が余っているんだなというふうな受けとめしかできません。それで、ちょっと別な観点、今、当初6,000万円取り崩さなくちゃならないというお話でしたが、何でそういう仕方をしなくちゃならないのかというふうに思うわけですが、単年度収支でこの間の推移を見ても、ほとんど赤字でも2,000万円、多くて4,000万円、この10年間の推移ですね、単年度で見ますと。しかなってないんです。この3年間を見ても、平成19年でマイナスの4,300万、20年度でマイナスの2,400万、そして21年度、問題の21年度で478万円、単年度で見ればそのくらいの赤字でしかない。そして、これをこの赤字をどうするかということではいろんな工夫されているんだと思うんですが。そして、それ以前の数値を見ても、その前は2,500万円ほどの2年間続けた黒字決算、そしてその前が784万円マイナス、そして2,400万マイナス、そして、さらにさかのぼっていくと9,000万円の黒字、1億1,000万円の黒字という数字も見られています。この四、五年の数値を見ても、結果こういう数値なんですよ。そうすると、それを補てんするために必要な基金というのは、実際は私は1億もあれば十分なのかなと。あるいは1億も要らないんでないかなというふうに考えるわけですが、この数値の動きをどう思われますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。これもこれまでお答えしてきた中にあるわけでございますけれども、どうしても単年度の歳入と歳出の見積もり、これがベースになるわけでございますので

そういう結果になっていると。あるいは基金の運用についても、先ほど担当課長から申し上げたような形で本来の基金の活用に沿って運用してきているというふうな、ある種非常に堅実なといいますか、その問題は堅実さの程度の問題だろうというふうに思うわけでございますので、これも含めていろいろより精度の高いものになるように少し研究をしてみたいというふうに思いますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

8番(遠藤龍之君)はい。先ほど歳入欠陥あるのではないかと。否定はしてありますが、この程度の赤字に対して最終、余り金を全体の余りの1億五、六千万とか2億3,000万円というふうにして残しているんですよ。これは当初見積もりに相当甘さがあるのではないかとというふうに、あるいはもろもろの動きがあるということを理解しても、逆に言うとその程度の差しか出てこない。何を言いたいかといいますと、私は当初はあの金こう、何ていうか、狭めたというか、厳しく見積もってもおれはいいと思うんです。そして、歳入に何か欠陥あれば、そのときに初めて補正で、補正という手法あるわけですから、そのときに取り崩して対応すれば十分に対応できるのではないかとというふうに今この数値の流れから見て考えられるわけですが、その辺の考え方について伺います。

町長(齋藤俊夫君)はい。繰り返しになって恐縮ですが、ですからその一つ一つ見ていきますと、例えばその歳入の考え方、歳出の考え方、ご指摘の分もでございますけれども、一方で、その町独自とはいえ、基金の保有額の目安を15パーセントに設定してきたというふうな部分も大事にしながら。そういう部分の兼ね合いがあってこういう状況になってきているんだろうというふうに思いますので、この辺の基金の保有額の適正規模も含めてトータルに考えた場合にどういうふうな制度設計が望ましいのか、それはですから今後の状況を見ながら総合的に私としては考えていきたいというふうなことでございます。

8番(遠藤龍之君)はい。もう少し現実を見てほしいと思うんですが、基金のことについていえば全体的にその基金の保有高についてある資料があるんですが、山元町は1人当たりの基金保有高にしますと、上から7番目に高い、金持ちになっているんです、国保財政については。という数値もあるんですが、これはどこから出てきた資料とか何とかというふうなことで余り信用されないと思いますので、これはあえて強調はしません。あわせて、別な資料によりますと全国の自治体、保険者、ほとんどとは言いませんが、赤字団体は半分ほど全国的にはですね、という数値もあります。そういう赤字団体はどういうふうに対応しているかという、これはもう一般会計からの繰り入れ、それで対応して何とかしのいでいるというのが全国のこの赤字に対する、そういう運営をしていると。

ちなみに、法定外の一般会計の繰り入れ、一番多く出しているところはどこかといいますと、大阪市で、これは規模が全然違うからこの数値を見てどうなのかというのあるんですけれども172億1,100万円も一般会計から繰り入れしてしのいでいると。それでも大阪だと高いあれなのかなと思いますけれども。札幌では同じく114億3,800万円、私どもとは全然規模が違いますから、この数値をもってどうだというふうにはなりません、しかし、現実に変なところでは少しでも国保世帯の負担を軽くするためにこのような対応をして少しでも負担を軽くするという、これは自治体、先ほど言った自治事務ですから、みずから考えてこういう対応をしているということなんです、赤字団体につきましても、ちょっと資料が、半分ぐらいも赤字団体になっているということなんです、そういう実態に対して、町長どのお受けとめになる

か。

町長（齋藤俊夫君）はい。特別会計に一般会計からの繰り入れをしてまでいろいろやりくりをされている自治体が多々あるということは、県内外そういう状況があるということは私も承知しておりますけれども、これも介護保険のところでお答えしましたとおり、やはり特別会計の基本的な原則、あるいは一般会計における財政規律というふうな問題もございますので、少なくとも山元町は基本的に忠実に財政運営をこれまでしてきた中で何とか自立のまちづくりに向けた一定の削減効果を発揮してきているのかなというふうに思うわけでございます。一つの特別会計だけじゃなくて、2番目のご質問にされたような介護保険もあり、後期高齢者の特別会計もありと、はたまた上下水道の関係もありと。それぞれの赤字を全部一般財源で補てんしてしまえば、一般財源の、いわゆる一般の財政運営といたしますか、町政運営が他分野に多岐にわたるわけでございますので、今山元町の置かれている少子高齢化、もろもろの課題山積にはとても対応できる状況にはないというふうな、いわゆるトータルバランスというふうなことをぜひご理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。山元町の場合、幸いに一般会計を使わなくても、しかしながら、もう一般会計繰り入れしているんですからね、現実には、1,000万円ほどね。その辺どういふふうにつかんで言っているのかよくわからないんですけれども、あれは明快に一般会計ですからね。3,000万円、1,000万円、いいです、いいです、私はそこに、もう時間もないですから、そういう事実がある。

それから、私言いたいのは、今、山元町の国保会計では改めてその一般会計から入れることもなく、多額の基金を保有していると。そして、先ほどこれは自治事務でもう町長の考え方一つなんです。1,000万円、単純に考えますと、3億円、約ね。先ほどの町長のあれ、そのうち1億円を崩すだけで、これ単純に理屈的なんですけれども、ほぼもとに戻ると、まずはね、前回同様に。そして、それでもまだ2億円残る。そして先ほど来、大きな値上げの理由としていた基金3,800万円から考えると、もう2億円としても1,700万円、1億6,000万円もまだ町としては余裕を持った国保財政と、安定した事業運営にまだ十分対応できる基金だなということになるんです。この3年間の基金保有高を見てもその程度ですからね。2億4,000万円ないんですから。2億4,000万円の人も頑張ってきている。頑張ってきてる、本当に頑張っているって言えるかわからないんですけれども、対応してきているんですから。これが今もう3億円ってなったら、これはもうすぐ対応しなくちゃならない。あるいはもうできる現状にあると思うわけですが、これはぜひ町長のご英断といたしますか、その2年を待たない、3年を待たない、国保世帯の実態を見るならば、これは当然町長のご英断としてやれるんです。背景あるんです、財源もあるんです。ぜひこの結論を出していただきたい。お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。冒頭申し上げたとおり、私としてはまだ単年度のみでの運営状況でございますので今年度の決算状況なり今後の状況も勘案しながら、しかるべき対応をさせていただきたいなというふうに考えております。

議長（佐藤晋也君）はい。この際、暫時休憩をします。再開は11時22分といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時22分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

8番（遠藤龍之君）はい。改めてお伺いしますが、この背景については十分周りの皆さんも理解されたと思うんですが、そうした中で町長は何回も事業の安定ということをしきりに強調しておられますが、事業の安定と個々世帯の安定とどっちをとるのかという詰め方って非常に厳しいかと思うんですが、そしてあわせて言いますと、事業の安定、十分な安定運営されています。先ほども言いましたが、本当に安全運転し過ぎるくらいの安全運転の状況だと、今の国保財政運営というのは。にもかかわらず、それでもまだその決断、結論が出せないのかということをお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。個々の問題と全体の問題、どういうふうを考えるのかということでございますけれども、やはりこれは片方だけを考えるのじゃなくて両方を何とか調和するように考えるのが我々の知恵の出どころ、工夫のしどころだろうというふうに思っておりますので、先ほど来、ずうっと申し上げてきてますとおり、我が町のこれまでのより慎重な堅実な財政運営の基本、これをもう少し実態に即して、より精査してシビアにというふうなことも必要なのかなということは、先ほど来からいろいろ申し上げてきているつもりでございますので、そういう中でご理解をぜひ賜りたいなというふうに思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。何回ものこの堂々めぐりになるかと思いますが、これは明らかに平成21年度の予算決算と申しますか、その欠陥については大きな問題があるということをお指摘しておきます。これにはもう歳入欠陥と申しますか、見積もりに大きな誤りがあったのではないかと申しますか、これを指摘したい。そして、それをもとにした今回の値上げ案ということから考えるならば、もとに戻って、そこから考える必要があると。精査すると言いましたが、本当に精査していただきたい。21年度の流れを。そして、一日も早い結論を出していただきたい。まだ余裕があります、今年度値下げするために。値下げって、そういう行為をする作業を進めるにおいては時間がまだあります。そして、私は何と比較したんだかわからないんですけども、国保世帯30パーセント、引き下げる前から比べれば10パーセントという、とんでもないこの発想もあります。そんなこと言ったら、その前の引き下げとか、どこから比較すればいいのかということになります。その辺はそういう答えは要りませんから。そういう状況のもとで、やっぱり現実の問題としてとらえていただきたい。国保世帯本当に30パーセント、あるいは低所得者層は5割を超す負担値上げという状況にもなっているんです。そして、国保世帯のほぼ半数近い人たちがその低所得世帯というふうになっている。やっぱりその人たちの生活も十分考えながら、一日も早い決断をいただきたいと思っております。もう何回も多分同じ答えですから要りません。

次に、介護保険制度の充実についてお伺いいたします。

この件の見直し案については、懸念される問題は、先ほど来町長もお話しされました軽度者の負担の値上げ、それは見直しの見直しということに尽きますが、それはマスコミ等の報道をみますと、それはもう選挙を間近に控えてそれを出したら、もう大変だ

というようなことがあって、その部分については引き下げたというふうな報道も受けております。しかしながら、残されているのは保険サービス、今まで町でやる保険で対応していたのを町の方に移管するといいますが、町の方に移すというようなことはまだ残っているようで、それらに対してもまだ問題は消されていないというふうにも伝えられています。これまた自治事務で町長といいますが、町の判断で対応できるような内容になっているということから、その辺の対応をだれの立場でといえ、その利用者の立場で考えていただきたいということを確認しまして、これまたこの負担軽減を図るという部分について確認をしたいと思います。

この保険料引き下げについて、ここでも剰余額の趣旨というのが出てくるんですが、ここでも相当な貯金を持っている、抱えているということなんですが、この辺の設定についてお伺いいたします。どの程度が適正なのか、そのお考えをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これにも現在1億4,000万円ほどの基金の残高があるわけですが、これも基本的には前段の国保と同じようなスタンスにならざるを得ないわけですが、やっぱり必要なサービスを安定して供給できるような歳入なり歳出のバランスをいかにとっていくかということに尽きるわけですが、今のこの1億4,000万円ほどというのは今のこの介護保険の規模等からすればおおむね妥当な残高なのかなというふうにとらえております。

8番（遠藤龍之君）はい。この余った金というのはだれのものなのですか、お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。介護保険に限らず、基本的には加入されている被保険者の方々の負担というふうなことで成り立っているわけですが、そうした皆さんが一定のサービスが受けられるようにそういうふうな運営をしていくべきだろうというふうにご考えてございます。

8番（遠藤龍之君）はい。保険料は被保険者の人たちのものなんですよ。それで、この保険料、年間幾らくらいいただいているかご存じでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは第1段階から第6段階まで所得に応じて400円から6万8,200円までの幅の中でお願いをしているという状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。年間総額で幾らくらいになっているかということを確認したかったんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な数字につきましては担当課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。手元に正確な数字を持ち合わせておりませんので、ちょっと細かい数字は言えませんけれども、予算規模に置きかえていったときには12億程度の特別会計であるというふうなことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。困った困った。保険料としていただいたのは年間大体2億円前後いただいているんですが、被保険者の方、第1号被保険者ですか、それに対してほぼ5,000万円近い剰余金を出している。この関係についてどうお考えか、どう思われているか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。介護保険も含めて、これはやはり安定的な運営というのがどの会計でも同じでございますので、歳入と歳出の関係につきましては、先ほど国保で申し上げたとおりでございます、やはり赤字にならないような形で運営をせ

ざるを得ないという中で一定の剰余金といいますか、そういうものが発生するのはやむを得ないことかなというふうに考えてございます。

8番（遠藤龍之君）はい。これはこの会計は赤字にならないシステムになっているんですよ。赤字になるとすれば保険料がぐっと低いということから出てくる赤字かなということは考えられるんですが、数値についてどう考えるかというのを聞いているんですけども、保険料2億円に対して年間2億に対して、それに対して5,000万円近い余り金を出しているということに対してどう思われるかということをお尋ねしたんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の第4期計画を策定したときには、地域密着型の介護老人福祉施設のサービスの開始時期を22年度10月から見込んでこの保険料を改定しておったわけですが、施設計画が途中で凍結されたこともございまして基金残高が増加した要因にもなっているというふうなことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。私は保険料取りすぎではないかということをお尋ねしたいんですけども、2億円に対して5,000万円余しているんですよ。国には返還するんだよ、多くもらったらば。そういうシステムなんですけれども、そういう中でこのくらい余すのはいかが、そして、その結果、今現在1億4,000万円、あるいは5,000万円近い基金を有しているということになっているんですが、そういうため方はいかなものかということについてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。詳細な内容でございますので、担当課長の方から答弁させていただきたいというふうに思います。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。遠藤議員、町長のお考えはというお尋ねでございますが、決算剰余金の関係についてでございますので、私の方から答弁させていただきますことをお許しをいただきたいというふうに存じます。

介護給付費の見込みに対して需要がそれだけ追いついていないというふうなことでございます。これに関連しまして若干補足させていただきますけれども、介護認定を受けている方と介護サービスを実際に利用されている方に実際的に乖離があるというふうな部分がございますので、こういったものが結果的に決算剰余金の方に展開してまわっているというふうに理解をしておるところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。ですから、この程度の問題になるんですけども、そういう背景があって、そして、じゃそういう背景のもとでどのくらいが適正なのということなんです。2億円に対して5,000万円余るとするのは適正な余り方なのか。その結果、年々基金保有高はふえていって1億5,000万円。今年またこの国保と同じで平成22年度の決算が出てきて、その結果2億近くになるのかなと。2億になると今度また当初でまた取り崩して云々という話になりますから、その辺はそこまでは聞きませんが、しかし、いずれさらにこの1億4,800万円にさらに上積みになる結果になるのではないかと見るわけですが、そういうたまり方は、その程度の問題としてどうなんですか。じゃどのくらいがいいのかということで町長のお考えを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは介護保険の保険料の考え方について冒頭壇上からお答えしたことに尽きるわけですが、この4期から5期の移行する中で被保険者の状況が団塊世代を中心として対象者がふえてくるという中で必要な所要額を勘案した中でこの基金を運用しているというふうな状況でございますので、一概にその一定の率でもって何

パーセントが適当なのか、あるいは何千万円が適当なのかというのは、特に持ち合わせではありませんが、計画を通じてそれぞれ安定的な運営をするに最低限といいますか、必要なものを勘案しながらこの基金というものを運用しているというふうな状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。第5期、その団塊世代云々という話がありますが、それはその時期に考える問題であって、この介護保険制度につきましてはですよ。考えるべきものであって、これは単年度で毎年毎年その必要とする方々が保険料を払って、そして利用したいときに利用されるという制度で、ということであって、その将来についてはここで問題にすべきではないといいますか、というふうに考えるわけです。それは国で考える問題であって、その団塊世代になれば当然国の介護保険制度というのも当然そういう形が変わっていくのかなという、あるいは変えていかなくちゃならないと、自治体の首長としてですね。というふうな問題であって、今現在こんなに多額のものを残しておく必要があるのかということなんです。これもちなみに、単年度の収支で見えますと、大体この3年間見ても黒字なんです。大した黒字じゃないんですけども、1,000万円から2,000万円。しかし、これは入ってくるものもはっきりしているし、出て行くものもほぼもう定着していると。本来ならもっと医療費用のサービス、もっともっと量がふえなくちゃならないという問題もありますが、これはこれでまた別問題として、サービスを受けたくても、その利用料に今度また負担が重いということを受けたくても受けられないという方々もいるという背景の中からこのようなものが出ている。本来はそっちの本質はそっちの方を変えていかなくちゃならないんですけども、しかし、現実にはこういうことでもうずっとこの10年たってますが、同じような数字の推移で生まれてきているわけなんです。そういうときにこれは介護の利用者の皆さんのこれまた生活なり必要度なり見たときには、やっぱりこれらは、もしそうだとすればそっちの方に振り向けるとか、いろいろ考えていかなくちゃならない問題。これはそもそもこの被保険者の方々の金ですから。本来ならば、毎年毎年お返ししなくちゃならない、国にも返還しているわけですから、余れば。そういう性格のものだと私は受け止めているんですが、その考え方とあわせ、何かこの対応の仕方、工夫が、工夫というか、見られないか。今のようなその設定も何も決めてないというようなことであれば決めればいい話だし、私はこんなに多額のことをためて介護保険制度の中ではためておく必要がないのではないかというふうに思うわけですが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。私は基本的に介護保険に限らず、制度というものは特に自治体で運営するものについては、限りなく安定的に運営されるべきだろうという、そういう基本的な考えを持っておりますので、単年度で精算をしてその金額が毎年度変わるといのはいかなものかなというふうに思っております。ただ、必要以上にやはり町民の皆様方からご指摘受けるような基金の保有額であるとすれば、それは真摯に検討する中でよりよい方向を見出すというのは国保も介護保険もすべての制度に通ずる基本的な考え方、スタンスであろうというふうに思いますので、私としては引き続きそういうふうなことで今後とも対応させていただきたいというふうに思いますので、ご理解をぜひ賜りたいというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。何かさっきから制度、そういうお考えがあって当然しかるべきだと思

いますし、首長の責任としては当然そういう考えのもとでやる必要があるんですが、そうしますと、町長の考えている安定的な運営状況というのは、どうなのかというふうになってくるわけなんですけれども、しかしながら、そういう設定の仕方はしてないとか、そういう一般論で今言われても、今具体的に私いろいろ数字も示しながらお考えを伺っているわけなので、そういう抽象的な答弁をいただいても困るということなんです。そして、これはもう変化あり過ぎたと、この制度の性格上ですね、この辺について、この辺も含めて、こういう数値も具体的なことも含めて改めてお伺いいたします。最終的には私は引き下げてくれと、保険料をですね、これらの基金を活用して。ということも最終的な結論としては求めているわけですが、それも含めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤議員から単年度を考えてというふうな趣旨の話をちょうだいしているが、私は、あくまでも町というのは未来永劫続くわけですから、それはもうこの会計を20年も30年も先とは申しませんが、やはり一定の先を見据えた中での安定的な運営というものが、必要だということで先ほど来から4期から5期にかけての問題もあるので、その辺も勘案しながらやるべきだろうと。そしてまた、我々の先輩もそういうことで4期から5期にかけての留意点といいますか、課題としてそういうふうな思いでこの基金を運用してきているわけですので、私は基本的にはそれを踏襲をしたい。しかし、必要な見直しというものがあれば、それはそれなりに総合的な見地から対応させていただきますということで先ほど来から申し上げているつもりでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。単年度というのはこれは基本的な考え方ということであって、実際に、何で私がこの数値を示してきたかといいますと、今の計画にのっとった中で結果としてこのくらいの余り金があるんですよということを示しているんですよ。そのために数字を示しているんですよ。だから、それに対する具体的な答えを、それを背景にした具体的な答えをいただきたいということを言っているわけですが、改めてお伺いいたします。それを背景とした具体的な引き下げをするかしないか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ですから、私としては次の計画も見据えた中で判断をせざるを得ないというふうなことを先ほど来から申し上げているつもりでございますので、その中で引き下げる要素があるのであれば、それは真摯に考えなくちゃいけないでしょうし、今の段階ではこの場で明確に引き下げるというふうなお答えはいたしかねますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（佐藤晋也君）8番遠藤龍之君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）11番齋藤克夫君の質問を許します。

齋藤克夫君、登壇願います。

11番（齋藤克夫君）はい。私からは旧第二小学校の利活用について質問します。

まず、あれは山下駅に近いということ、それから町長の公約にありました若者の定住圏の問題でございます。それで跡地の利活用については、まず山下駅に近いということ、面積が約1ヘクタール近くあります。それから、かつては亘理町の荒浜につながる跨線橋を渡ったところに県営の住宅があります。あれは今、県の住宅課に問い合わせましたところ、凍結しているということでございます。それから、あそこの下茨田県営住宅8

棟ございます。それ県の住宅課ではもう凍結しますと。県の財政やられましてですね、これで次は新地町でございますが、新地町に約1ヘクタールぐらいの中学校の南側に県営の、県営といいですか、雇用促進事業団でやりました住宅がございます。約あそこに5棟ほどあります。5階建ての住宅で、あれは雇用促進事業団でやった事業でございます。それで、新地の場合は1階から3階までは月収15万円以下、それから4階から5階までは町営として新地町が経営しているわけです。まずこれは57年から59年に完成したものでございます。約2棟でございます。それで昭和22年2月1日より80戸の町営住宅の今新地町で経営してます。そういうことでございますので、私からは町長が今先ほど申しましたように、若者定住圏の関係から、旧第二小学校の跡地、約1ヘクタールぐらいございます、あの面積。あれを利活用すべきだと思います。それでまず今言った巨理の県営、これはもう凍結してますからだめですから、新地町の雇用促進事業団でやった事業で取り組んではどうかと。特に県内では大衡村、それから県北のこの促進事業でやった町村がございます。それで町長の決意などを伺うわけでございます。特にあそこは今何ていいますか、体育館だけ残ってますけれども、あれはスポーツ愛好会が利用してますけれども、あの活用すべきだと思います。何ていいますか、山下に近いという利点もございまして、山元町の定住圏構想としてあれを利用すべきだと思います。以上でございます。

議長（佐藤晋也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。齋藤克夫議員の旧山下第二小学校跡地の利活用についてのご質問にお答えをいたします。

旧山下第二小学校跡地は、現在、普通財産として管理をしており、利用申請に基づきグラウンドゴルフ協会やスポーツ少年団等がグラウンドや体育館を定期的に利用しております。なお、体育館は築47年を経過し老朽化が著しいことから、耐震診断を行ったところ、先月末に構造耐震指標が基準値を下回るということが判明したところでございます。利用者の安全性が確保できない状況にありますことから、今後、利用の制限や解体など必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

ご提案のありました町営住宅の建設計画については、新年度に公営住宅等長寿命化計画を策定し、既存公営住宅の建てかえを順次進めることとしております。

また、雇用促進住宅については現在、県内でも一定の団地なり一定の戸数があるわけでございますけれども、国の方針で平成33年度までにすべての住宅を廃止するということが閣議決定しておりますので、新規の住宅建設は残念ながら見込めない状況でございます。

それから、若者向けの住宅でございますけれども、これにつきましては当初予算案で定住促進事業補助金による世帯向けの民間賃貸住宅建設への補助限度額を、これまでの200万円というのを最大720万円まで引き上げるなど、民間事業者による若者のニーズに対応した賃貸住宅の建設を促進してまいりたいと考えております。

旧山下第二小学校跡地については企業誘致の候補地しても考えておりますので、今後、町営住宅の建設も含めまして、さまざまな見地からその利活用を検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

11番(齋藤克夫君)はい。町長、今、前向きに答弁もらいましたけれども、これは大変だと思えますよ。体育館も壊さなきゃないし、企業誘致に対応するということですが、何と言っても山下駅に近いんですから。これは私の提案の中で定住圏構想の中でやった方がいいと思います。いかがですか、その辺。

町長(齋藤俊夫君)はい。この定住施策については、今回ご提案申し上げる過程でいろいろこの旧山二小の跡地、あるいは駅前の交番近くの町営住宅の跡地といたしますか、あそこの再活用といたしますか、あの辺も含めまして縷々検討をしてきました。そしてまた、他の自治体の最近の取り組みの状況なども研究をした中では、今はむしろ町が直接手をかけるよりは民間の方々の計画構想もあるようでございますので、そうした動きをご支援申し上げた方がよろしいのかなというふうな考えに立ったところでございますので、当面は先ほどご紹介申し上げた新年度予算での民間事業者による若者向けの住宅の建設、そしてまた、子育て世代のマイホーム取得に対する支援額の大幅な引き上げと、こういうふうな中で当面对応してまいりたいというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

11番(齋藤克夫君)はい。今、町長から前向きの姿勢で対応するという答えもらいまして安心しました。それで、今私も参考意見として出そうと思ったんですが、民間活用の住宅の検討の一つだと思います。それも一つですから、山元町は財政が厳しいんですから、その民間活用で十分対応してください。

議長(佐藤晋也君)これで齋藤克夫君の質問を終わります。

議長(佐藤晋也君)この際、暫時休憩します。再開は1時10分とします。

午前11時58分 休憩

午後1時10分 再開

議長(佐藤晋也君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(佐藤晋也君)7番佐藤智之君の質問を許します。

佐藤智之君、登壇願います。

7番(佐藤智之君)はい。私は平成23年第1回議会定例会におきまして、子育て支援の拡充について町長に一般質問をいたします。

23年度一般会計の予算案の中に子育て支援策が種々盛られており、今後その成果が大いに期待されるところであります。さらに、子育て支援を拡充するために保育対策の一環として一時保育の立ち上げについてであります。年々核家族化が山元町においても増加する中で、いわゆる三世代同居家族が減少し、祖父母の手をかりる機会が次第に減っている社会状況の中で、子育て世帯の中には冠婚葬祭や休養など一時的に子供を預けることができる一時保育の施設の要望が多くなっております。町として若い子育て世代の特に母親たちを支援するために一時保育の立ち上げを検討してはどうか。また、若い母親たちと子供たちの交流の場として子育ての悩み、相談、情報の交換、またほかの子供たちと遊んだりすることのできる施設の設置の要望も多く、仮称「子育て支援センター」の開設もあわせて検討してはどうか。

ここで若干町民の生の声をご紹介しますと、山元町には子供を日中、あるいは数時間預けられる一時保育のサービスがない。また、小さな子供と一緒に遊んだり、他の親子と交流したりできる室内の施設の児童館とか公園も少なく、行ってもよその親子連れと遭遇することはほとんどない。子供が小さいとき、家で親子だけだと息が詰まりそうで、他の親子と交流できる場所を求めて、いろんなところへ出かけていった。この町の実態が少しでもよくなって、住みやすい場所になってくれたらとてもうれしいです等々、住民の生の声が聞かれます。

こういったことを踏まえまして、一時保育、また、仮称「子育て支援センター」の開設の検討をされてはどうか。町長の所見を伺うものでございます。

議長（佐藤晋也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。佐藤智之議員の子育て支援の拡充についてのご質問にお答えいたします。

我が町の出生率は県内でも最低水準にあり、将来にわたる町の存亡のみならず、持続的発展を図る観点からも少子化対策は喫緊に取り組むべき最重要課題であります。

このような認識から新年度予算案においては、子育て支援を最重要施策の一つに位置づけ、新たに子宮頸がん、細菌性髄膜炎、小児肺炎の各予防ワクチンの接種無料化、妊婦健診14回までの無料化の継続、さらには乳幼児医療費助成の拡大などの直接的助成に加え、保健センターや中央公民館などの主要な公共施設におむつ交換台やエンジェルチェア等を配備し、子育て環境のバリアフリー化を推進するなど、子育て支援に関する各種施策をご提案申し上げたところでございます。

一時保育の立ち上げについては、子育て世代を中心にしたニーズの把握や地域の人材を活用した保育ママ制度の導入など、今後具体化に向けて幅広く検討してまいりたいと考えております。

また、子育て世代親子の活動や交流の場の確保については、家庭教育の一環として展開している保健センターにおける乳幼児の親子を対象とした子育て広場「きらり」や中央公民館の図書室を開放した子供の広場、少年の森における未就学児の親子で構成する子育てサークル「なかよし会」などの活動があり、子育てセンター的な役割を果たしております。

町といたしましては、これらの活動がより充実するよう継続的に支援してまいりますとともに、多くの方々に知っていただくことが重要でありますことから、広報やまもとやホームページの活用に加え、子育て通信「夢ふうせん」の発行などを通じて広く町内外への情報の発信に努めてまいりたいと思います。

なお、新年度から新たに子育て支援課を設置いたしますので、これまで各課で取り組んできた支援策や新たな取り組みを体系化するとともに、我が町にとってより効果的な子育て支援策が打ち出せるよう幅広く検討してまいります。

以上でございます。

7番（佐藤智之君）はい。ただいま町長の方から種々回答をいただきましたが、その中で一時保育の中で保育ママを活用、こういう答弁がありました。これは町としてその保育ママの体制を整えられると思いますけれども、その辺の確認をひとついたしたいと思います。あるいは民間の活力を生かして民間の保育ママに町民のそういったニーズにこたえるの

か、その辺の確認でございますけれども、町としてその保育ママの体制を整えられるのかどうか、まずこの1点の確認でございます。

町長（齋藤俊夫君）はい。保育ママ制度の関係でございますけれども、町内にはいろんな経験なり技術を有している方々がたくさん住んでいらっしゃるわけでございますので、私としては子育て支援の関係につきましても、ぜひそういう人材をこの協働のまちづくりにぜひご尽力をいただきたいというふうな強い思いがございますので、先ほど申しましたように、基本的に子育て世帯の方々のニーズ把握が必要でございますけれども、やはりかつて保育所等にお勤めであるとか、そういう資格を持っている方々もたくさんいらっしゃるはずでございますので、そういう人材の発掘に取りかかる中で、ぜひそういう保育ママ制度なども実現できれば、子育て世代の支援につながるのかなと、そんなふうにご考えておるところでございます。

7番（佐藤智之君）はい。もう一度この点ちょっと確認でございますけれども、元保育所勤めの方、そういった経験者の方々に保育ママの役割をしてもらおうと。その場合、例えば町としてそういう要望があれば、例えば紹介制度にするのか、それとも後で出てきます仮称「子育て支援センター」のもとに来ていただいて、そのニーズにこたえられるように保育ママさんの出番にしてもらおうのか、その辺の具体的な、今後その辺の体制づくりもあろうかと思っておりますけれども、基本的なその辺の体制ですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。

子育てママ制度につきましては、先ほどもご紹介いたしましたように、新年度から子育て支援課を新たに立ち上げることにしておりますので、そういう中でニーズの把握、そして新たな制度の導入の検討という中でどういう形が望ましいのか、その辺を十分に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

7番（佐藤智之君）はい。確認の意味でちょっとお尋ねしますが、現状、町内に3カ所の保育所ございます。例えば今ある保育所の中に、これ人的配置の制約もあるかと思っておりますけれども、今の体制の中で一時保育が行えないものなのかどうか、その辺ちょっと確認をさせていただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。スペース的なもの、人的なものもございまして、この辺については担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。お尋ねの件でございますが、施設の空きスペースの問題やら人的な配置基準、こういったもろもろの制約があるということにつきましてはご承知のとおりでございます。現在の状況でございますけれども、比較的あきが出る可能性の高い保育所としては南保育所のゼロ歳児の関係でございますね。配置基準からいったときにゼロ歳児であれば3人の1人の保育士の配置基準がございます。これが新年度の状況にもよりますけれども、そういった部分で定員に満たないような状況のときには、その部分が人数的には余裕というようなこともございますけれども、こういったもろもろのことも含めて、町長のご答弁にありますとおり、子育て支援課の中で検討していくというふうな状況でございますので、その辺につきましてもあわせてご理解をいただければというふうに存じます。

7番（佐藤智之君）はい。ただいまの特に南保育所ですか、この辺についても今後十分検討されるように願うものであります。

それと、交流の場として亘理町にも素晴らしい施設があると聞いております。ともすれば、若いお母さん方一人で子育てするといろいろ気疲れやら、また、ひどいときにはうつ病になったりすると。そういったことで、先ほども言いましたように、若いお母さん方と子供たちの交流の場、先ほどいろいろ町長答弁ありましたけれども、できれば財政上の問題もあるでしょうけれども、まずは保健センターあたりのどこか区切りをつけて、そういう部屋をつくる。これは使用可能かどうか、いろいろ制約もあるんでしょうけれども、それとも将来的には新たに施設をつくって、仮称「子育て支援センター」なるものをつくってはどうかと、こう提案したいところですが、その辺についていかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいま、先ほどご紹介した子育てのサークルが二つほどございまして、それぞれ自主サークル、あるいは公民館の教室を使っただけの活動というふうな展開をしているわけですが、例えば一つのグループですと、去年は親御さんが21名のお子さんが24名、それがこっちは25名の30名という形で、40回前後の回数でもって活動をされていると。それから、もう一つのグループについては、これはまさに乳幼児の親子のグループでございまして、公民館を中心にして、これは21年度ですと親が24名のお子さんが25名ということだったのが、今年度は大幅にふえまして親が41名、お子さんが45名というふうな形で、これは回数的には7回前後というふうな形でございまして、こういうふうな活動がそれぞれ展開されているわけですが、先ほど具体的な町民の声として室内での遊び場、交流の場が少ないというふうなお話もちょうだいしたんですが、確かにお天気のいい日はそれぞれの場所を求めてというふうなこともあるんですが、雨天時の場所確保というふうなことで急な場面もあるというふうなことも私も直接伺っているところですが、当面は今の活動をしてもらう中で、ご提案のありましたようなセンター機能的な、あるいは1カ所をそういう特定の支援センターというふうなことに持っていけるかどうかについては、先ほど申し上げましたように、新年度の子育て支援課の中で十分あわせて検討をしてみたいなというふうに考えているところですが、

7番（佐藤智之君）はい。一時保育も、また交流の場も同じ場所で一体的にできればこれは一番いいわけですが。その辺も含めて今度新しくできる子育て支援課において十分検討されるように願うものでございます。

最後に、我が町の子育て支援がさらに充実されて、県内においても気候温暖、また災害の少ない我が山元町を宮城県内に「子育てするなら山元町」、このスローガンを掲げて新たなまちづくりを目指してもらいたいと思いますけれども、その辺について町長の固い決意を伺うものでございます。

町長（齋藤俊夫君）はい。私としてはこの我が町の高齢化・少子化というふうなことを考えたときには、今は子育て世帯に対するマイホームの取得に対する支援・誘導というふうなそういう支援策も織りまぜてということですが、行く行くはそういう定住支援策を講じなくても本当に我が町の住みよさに皆さんがご理解をいただいて、こぞって住んでいただけるようなそういうまちづくりを目指したいなというふうに思いますし、また、そういうふうにしていきませんと我が町のこれからの将来というふうなことが大変心配されるわけですから、そういうふうな思いでこの組織再編にも取り組んでまい

つもりでございますので、よろしくご支援・ご理解をお願いしたいというふうに思うところでございます。

7番（佐藤智之君）はい。これらを含めまして、やはり今後、広報、先ほどもちょっと町長触れておりましたけれども、広報やまもと、あるいは関係するチラシをどんどん作成して、意外と知らない山元町のそういったいろんな支援策、まだまだ知らない方が多いと思います。やはり積極的にアピールをして町民の子育て世帯の方々が、山元町でも最近変わってきたなど。こういう制度がだんだんできるようになってきたかと、そう理解されるようなPR活動を積極的に行うべきと思います。これについて最後、町長の所見を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。まさに今ご指摘いただいたとおりでございます。我が町ではこれまでもそれなりにトータルとしての子育て支援に取り組んできておるわけでございますけれども、それをまさにトータルとしてのアピールの仕方が少し不十分な面があるのかなというふうなそういう問題意識も持っておりますので、トータルな子育て支援を町挙げて取り組んでおりますよということを強くアピールしてまいりの中で、少しでもバランスのいい人口構成割合というものに持っていければなというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤晋也君）佐藤智之君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）14番齋藤慶治君の質問を許します。

齋藤慶治君、登壇願います。

14番（齋藤慶治君）はい。これから平成23年第1回議会定例会の一般質問を町政運営の基本的な考え方、小・中学生の育成について、そして、国保税と国保財政調整基金のあり方についての3件について質問し、齋藤町長、森教育長の所信を伺うものであります。

初めに、齋藤町長、23年度予算編成、大変ご苦労さまです。公約の具現化、政策遂行のための役場組織の再編、そして職員のより一層のレベルアップを目的とする人事評価制度の導入など、ここ数年本町の課題としていたことを一挙に解決の道筋をつけたことに敬意を表します。また、議会、各常任委員会との政策課題や改革等の報告等も早く、以前の執行部との違いを実感し、私一議員としても責任の重さを痛感しております。今後も、町長が常々公言しています行政・議会・町民が一体となる「チーム山元」の精神を大切に町政運営を行ってほしいと思います。

それでは、1件目の質問に入ります。議会・職員との情報の共有、コミュニケーションを図り公約の実現をの質問であります。

本年1月1日より議会基本条例が施行され、議会と町民との連携や町民に対する説明責任を十分に果たさなければならなくなりました。特に町民生活に大きく影響を与えるような案件において、議会は、町民との対話や議会報告会を通して説明し、民意を集約し、意思を決定することを強く求められることになっております。重要案件に関しては、できるだけ早期に議会への説明を求めていきたいと思っております。また、職員とのコミュニケーションについては、町長説明要旨にあります。一方通行ではなく職員との徹底した対話の中で意思の疎通があって初めて成り立つものと私は信じております。この11カ月間、町長は全速力で走ってきたと思われ、公約の具現化には、先ほど言ったように敬意を払っております。より確実に公約を実現するためにいま一度職員との対話、

意見交換を行う機会を多くつくり、より強固な役場体制をつくるのが大切だと思います。

また、山元町役場の改革についてお伺いいたします。

いろいろ進行中ではありますが、今後の課題、取り組むべきことについて町長自身が考えていることがありましたら、町長の所信を伺いたいと思います。

次に、小・中学生の学力向上対策とスポーツを通しての育成について教育長にお伺いいたします。

本町の児童生徒数は合計で1,149人です。中学生においてはまさに高校受験期を迎えております。公立高校において去年より学区制が廃止され、県内のどの学校も受験できる機会は広がりましたが、仙台圏の高校は1.5から2倍の高い競争率になり、厳しい現実もあらわれてきております。生徒の将来への仕事や目標達成の可能性を広くするには学力の向上、特に基礎学力の定着は必要不可欠と思います。

今、教育現場におきまして学力の二極化が進んでいるといわれております。また、中学校に入るときの基礎学力の定着が学校に来る意欲やスポーツにも影響するといわれております。私は本町教育の特徴として、これから基礎学力の強化を図るとともに、小・中学校の連携を強化し、学力向上を図ることが必要と思います。3件についてお伺いいたします。

1件目として、小・中学校の基礎学力向上対策の現状と、これに対する対策について。

2件目として、小・中学校の連携によるテキスト指導法の共同研究について。

3件目として、今後の小・中一貫教育の検討について教育長はどのように考えているか、基本的な考えをお伺いいたします。

次に、スポーツ少年団の支援について伺います。

町内には15少年団があります。少年野球を中心にサッカー、バレーボール、バスケット、剣道等があり、各自自主活動の中で指導者の献身的な協力のもと活動されていると思います。行政としても、子供たちのスポーツを通しての人材育成を大切に考え、支援・応援することが大切だと思います。特に大会への協力、学校等の施設利用の利便性の確保など、ソフト面、ハード面の支援充実について教育長にお伺いいたします。

最後に、3件目の質問に入ります。国保税の引き下げの質問であります。

私は、去年5月での臨時議会において改正案に賛成しました。なぜなら22年1月28日における全員協議会の説明において医療費等が伸び、基金残高の減少が予測され、21年度決算予定において約5,000万円前後の基金残高になるとの説明があり、その後、対策として3年間に3,000万円の一般会計からの負担も緊急的に実施する内容でありましたので、健康保険制度を守るために必要と判断し、私は賛成しております。しかし、21年度決算額、基金残高を見ると約2億6,000万円になり、過去最高の基金残高になっております。22年度決算推計においても、午前中の議論にありましたが、約3億円前後になると予想されます。再度、健康保険制度の健全な運営を図る意味合いと町民から愛される、信用されるためにも基金目的の原点に戻り、町民に信頼される運営をしなければならないと思います。22年度の推計をもとに国保税の引き上げを検討すべきだと思います。齋藤町長の決断をお伺いいたします。

以上、質問といたします。

議長（佐藤晋也君）質問の1件目、3件目については町長齋藤俊夫君。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。齋藤慶治議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、町政運営の考え方、「チーム山元」を大切にの1点目、議会職員との情報共有による公約の実現についてですが、山元町に山積している課題を解決し、公約の具現化を図るためには議会、そして職員との情報共有とコミュニケーションを図ることが私の仕事の第一歩であると考えておりました。昨年1月の就任以来、職員には執行部内での連携と情報共有の重要性を説くとともに、若手職員との意見交換のための昼食会の開催や課長会議を月2回の開催に改めるなど、情報の共有化や共通理解を深めるための取り組みを行ってきたところであります。また、議会に対しましても、課題解決や問題が発生した際には全員協議会など、さまざまな機会を通して適時適切な情報提供に心がけ、ご理解とご協力が得られるよう努めてまいりました。また、議会と執行部の合同での要望・要請活動の実行、さらには今議会から新たな試みとして条例議案の内容と予算案の内容を配付させていただいたところでもあります。今後とも積極的かつタイムリーな情報提供とわかりやすい資料の提供に努め、議員の皆様や職員と情報を共有しながら「チーム山元」一丸となって英知を結集し、にぎわいと活力のあるまちづくりを目指して公約の実現に努めてまいりたいと思います。

次に2点目、改革の推進と今後の課題についてですが、就任1年目はまずは足元を固めてからとの考えから職員の意識改革を中心に人事評価制度の導入や組織再編などに取り組むとともに、公約実現に向けては九つのプロジェクトチームを立ち上げ、今後の方向性を確認してきたところであります。2年目は今年度導入を図った人事評価制度の計画により職員のやる気を高めますとともに、組織再編に基づき適材適所の考えを念頭にした人事異動を行いたいと思います。さらに、企画立案能力や情報発信力など職員個々の能力向上に努めますとともに、組織全体のレベルアップを図った上で、現在策定中であります総合計画に基づく各種施策の着実な実践に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、国保税の引き下げについての1件目、財政調整基金の目的についてですが、国民健康保険制度は主に自営業者や農林水産業に従事する方を中心とする制度として創設され、他の医療保険に属さない、すべての方々を被保険者としており、保険制度におけるセーフティネットの役割を担うものであります。その運営に当たっては安定的な財政運営が望まれておるわけでございます。そのため高度医療等による高額医療費の発生など医療費の増高等の医療給付費の支払いなどを含め、国保事業の健全な運営を確保することを目的に基金が設けられているところであります。

次に、平成23年3月末の基金残高についてですが、約2億6,000万円ほどと見込んでおります。当初予算案で取り崩しを予定している額6,400万円を差し引いた額に現段階で見込まれる平成22年度決算剰余金、約1億3,000万円ほどのうち、2分の1以上を積み立てするとした場合、遠藤議員のご質問にもお答えしたとおり、今年度の決算見込みにおける財政調整基金の残高は、おおよそ3億円前後になるものと考えております。

国保税の引き下げについては、遠藤議員にもお答えしましたが、現時点では時期尚早

であると考えておりますが、今後も保険財政の安定的な運用を基本に本年度の決算状況や医療給付費の動向を踏まえ、適正な受益と負担、あるいはご指摘いただいたような健全経営の観点から総合的かつ現実的な判断をしまいたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（佐藤晋也君）2件目については教育長森 憲一君。

教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい。齋藤慶治議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、小・中学生の育成についての1点目、小・中学校の基礎学力向上策についてですが、これまで各小・中学校においては、わかりやすい授業を目指して全教科にわたり基礎・基本的事項の理解と定着を図るべく日々実践を重ねてきていますが、全国学力学習状況調査の結果については、国、県の平均を一部上回っているものの、多くはその平均を下回る結果となり厳しい状況にあります。

こうした現状を踏まえ、学力の底上げを図るため、各小・中学校においては校内研究体制の充実を図り、さらに、平成20年度から宮城県教育委員会指定の学力向上サポートプログラムによる指導方法の工夫・改善に取りかかるなど、各校の実情に応じた学力向上の対策を展開してきたところです。

さらに、新年度からは町独自の学力向上に対する新しい取り組みとして、学力向上対策推進委員会を立ち上げ、教職員の資質や指導力の向上を図るための研修会を開催し、また、家庭学習の手引書を作成し活用を図ることで基礎学力向上の対策に努めてまいります。

次に、2点目の小・中学校の連携によるテキスト・指導法の共同研究についてですが、小学校と中学校の学習に系統性や連続性を持たせ、スムーズな中学校への持ち上がりをねらいとする小・中連携授業や授業力を高めるための小・中学校間の交流事業の取り組みを始めたところです。

こうした新しい取り組みを生かし、小・中学校それぞれの教職員が互いに連携して指導方法の改善を実践しながら、小・中の系統性を踏まえたわかりやすいテキストの開発を行うなど、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。小・中学校のさらなる連携を図ることを通じて、これまで不足していた指導内容や方法の関連性が補われ、学力向上に関する新たな視点を見出すことが期待され、学力向上の底上げにつながるものと考えております。

次に、3点目の今後の小・中一貫教育の検討についてですが、競争意識に基づく基礎学力の向上とともに、小学校から中学校まで連続する9年間の学校生活を通じた社会性を育成することが期待できるものと考えております。県内外においても、先行的に小・中一貫教育を実施している自治体があり、学力・学習意欲の向上など一定の成果が報告されております。

このような情勢を踏まえ、今後、町においては各小・中学校の児童生徒数の推移や小規模校の複式学級化への見通し、さらには学校の適正規模等のあり方も考慮しながら将来の学校の適正な配置等を考える際の選択肢の一つとして検討していきたいと考えております。

次に、2点目のスポーツを通じた育成のスポーツ少年団への支援の充実についてです

が、現在、町内には野球を初めバレーボール、バスケットボール、サッカー、柔道、剣道、空手の7種目、合計15のスポーツ少年団があり、255名が登録しております。小・中学生のスポーツ少年団への加入率は、県平均の14.2パーセントを上回る22.2パーセントになっており、特に小学生の加入率は29.3パーセントで、県平均の15.9パーセントを大きく上回っていることから、本町におけるスポーツ少年団活動は非常に盛んであると言えます。

本年度においては、日ごろの練習の成果が発揮され、野球や柔道、空手の種目で全国大会に出場しております。このことは出場する選手個々の活躍はもとより、各指導者の情熱あふれる取り組みのたまものと感謝しております。

スポーツ少年団活動への支援策については、ハード面ではこれまでも学校施設の開放や各社会体育施設の整備に努めておりますが、さらに各社会体育施設の機能を充実するため、体育文化センタートイレの洋式化や坂元小学校への移動式バックネットの導入、牛橋公園駐車場の拡張整備などの事業を実施し、子供たちが伸び伸びと活動しやすい環境づくりに努めてまいります。ソフト面では、入団式での体力テストやミニオリンピック大会を開催し、各少年団の相互交流の場面を設けておりますが、スポーツ少年団活動がより一層活発になるよう、スポーツ少年団のPRチラシの配布や広報、ホームページによる活動紹介などの支援も行ってまいりたいと考えております。特に、今年度は牛橋公園が県内で2カ所目となる楽天フィールドサポート球場となり、毎年、楽天イーグルスの選手による少年野球塾が定期的に行われることから、技術のレベルアップはもとより、近隣市町村との交流活動も活発になるものと期待しております。今後ともスポーツを通じ子供たちの向上心や夢を育ててまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

14番（齋藤慶治君）はい。初めに町長の方に1問目と3番目の方の質問の再質問を行います。

まず、1点目の方の町政運営の考え方については、町長のご説明にもありましたが、先ほど私も初め報告したとおり、私は一生懸命やっているし高い評価を与えていいのかなと思ってます。特に 番の議会との関係、ちょっとした事件・事故においてもすぐ報告がなるようになった、これは以前の私が経験した数年間とはまた全然違う対応で、その分私らも説明を受けると責任も私らの方にも共有しますので、そういう点では町長部局の方の情報の伝達の素早さという形には敬意を表します。

先ほど私が質問したのは、対議会との中で、今度議会基本条例がもうスタートしております。その中で、後で出ますが、国民健康保険のような町民生活が重大な、かついろんなもので影響を与えるような場面においては、私らは議会が町民との情報のやりとりをするという、もうそういう時代になってきている。そういう意味では重要案件に関しては議会に2カ月から3カ月ぐらいの早期に情報を上げてもらわないと、そういう議会と町民とのキャッチボールができなくなっているような時代でありますので、そこら辺の重要案件に関しても町長部局からの議会への説明、報告、そこら辺の方針をまず再度伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。

議会基本条例の制定に基づくところの執行部の対応という点では、ご指摘いただいたとおりでございますが、特に特別問題でございます国保の関係について言えば、これは

それなりの経過をたどって今日まで来ているわけでございますので、それは卑近な事例というふうなことだろうというふうに思いますけれども、すべからくといいますか、特に重要と思われるものについては、この基本条例を特に意識をしながら議会とのより円滑な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

- 14番(齋藤慶治君)この重要案件の議会への説明の関係なんですが、これは私どもも今年新たなスタートだし、執行部も今までとは違った対応をしなくちゃいけないということを念頭に置いて、やはり重要案件に関しては早目に議会の方に提案、報告するという形を基本に政策立案の方に当たってほしい。今度時間がないときはやっぱり議会の方でも厳しい判断をしなくちゃならない。政策のよしあしじゃなく。期間がないからもう少し延ばしましょうという町民とのやりとりという一つの大事な形にも出てきますので、そういう点では十分な時間を置いて議会との情報の共有という形で進めてほしいと思います。これは町長が今後進めるということに理解して、次の問題に入ります。

職員とのコミュニケーションの関係なんですが、先ほど言ったように、町長が就任して約11カ月、本当に私からするとこの四、五年の課題を一挙にこの11カ月に解決しようとしているのかなと思うぐらいすごいスピードでいろんなものに取り組んできたと思います。その関係上どうしてもトップダウン方式という形は、これもまた改革のときにある程度必要なことだなあとと思いますが、今度その政策等について職員が十分に理解してないと、やはりいざ実行の段階においては町長の思いと職員との思いが違うんじゃないかと。そういう意味合いで今、私は若干消化不良ぎみになっているのかなという思いがあって町長にこの関係をお聞きしています。町長、その点は町長、この改革のスピード、そして職員の仕事量、質、ともに高いレベルを求めて今動いていると思いますので、そこら辺の質的レベルアップを含めての現状の、私の表現がおかしいかもわかりませんが、若干消化不良ぎみかなという思いが私からは見えるんですが、町長とどのように感じられるか。町長の感想をお聞きします。

- 町長(齋藤俊夫君)はい。まだ1年になりませんが、この1カ月の間、少しスピード感を大切にしているというふうな思いで、あるいはそのタイムリーさを大切にしながら取り組んできておるところでございます。そうした中で、やはりこの町のこれまでの仕事の進め方、考え方からすれば、それなりのギャップはあるのかなと。町民懇談会でも申し上げたところでございますけれども、一種のカルチャーショックに似た部分があったのは否めない事実だろうというふうに思います。しかし、人間は、特に町の職員は競争試験で入ってきた優秀な方々が多いわけでございますので、やはりいい刺激を与えればいい仕事してもらえる可能性も大でございますので今までのやり方はこれはある意味大切にしている部分もあるんでしょうけれども、町の現状なり将来を見据えたときには少しここで馬力をかけて、踏ん張る必要があるのかなと。私の任期の4年間というのは長いようで非常に短い期間であろうというふうに思います。私としては単に自分の思いだけを通して仕事をすればいいということじゃなくて、この町の組織は私が変わっても嘗々と続くわけでございますので、少しでも自分が経験してきたもの、あるいはノウハウ的なものをこの組織に植えつきたいと、残したいと。そういう中でいい町政がある程度のレベルで維持されるのであれば、これは町民にとって願ってもないことになるのかなと、そういうふうな思いで、職員の皆様には大変ご苦勞をおかけしているのも事実でございますけれど

も、ここは踏ん張りどころかなというふうな話もしております。いつまでも上り坂が続くわけではないと。もう少し過ぎれば楽な下り坂もいずれやってくるだろうと。私はそれはこの数カ月間かなと。組織再編で新しい人事異動の中で新しい目標に向かってそれぞれがそれぞれの力を発揮してもらおうという、そういうふうな今形を、あるいは運営を期待をしつつ三役ともども頑張っているところでございます。そういう中で多少今回も新年度予算の中で新規施策等、大分欲張ったかなという嫌いもないわけではございませんけれども、しかし、今これをやらないと、ここで少しやはり基礎づくりをしていきたいと思いますと2年目、3年目につながらないと、そういうふうな思いで今やっているところでございますけれども、多少の消化不良の部分は、私もこれから意を用いて消化がよくなるように対応していきなりでカバーをしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

14番(齋藤慶治君)はい。町長のやろうとしていることも十分理解できます。まず職員の資質を高め、役場内の力を有効活用していい行政サービスをするということに対しては、町民が望んでいることですし、それをうまく進めるには職員のやはり、内発的というところがかかっているんですが、自主的な意欲をかき立てるような形で、やはり町長部局はそういうことも念頭に置いて進めてほしい。そういうことによって町長が目指す役場のレベルアップが図られると思います。ぜひ職員がバックアップするような職場環境を含めて、今後、予算案が済むと今度はまた一段落という新たなスタートになると思いますので、先ほど町長が言いましたような、お互いに腹を割ったような話ができるような環境の中で町長の思いをやっぱり職員に話してもらい、そして仕事をしていただきたいと思いますので、今後、対話の機会を町長、ますますつくってください。逆に昼食を一緒に食べるのは私これからの方がより町長と職員との友好、ましてや副町長が今度来ましたので、3人で一緒に食べるとまたいろんな話し合いがいい職場風ができるのかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。その点について最後に一言。

町長(齋藤俊夫君)はい。お答えいたします。

確かに初年度の本年度は、この組織の形をつくと、ベースをつくるというふうなことに精力を注いできたのかなというふうな気がいたしますので、今度は、先ほどお話ししたようにそこに魂を入れるといいですか、血を通わせるといいですか、新しい人事もでございますし、もう少し余裕を持って職員の方とお話をする機会なども交えながら取り組む中で、よりよいコミュニケーションをとっていければなというふうに考えているところでございます。

議長(佐藤晋也君)この際、休憩をいたします。再開は2時20分とします。

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

議長(佐藤晋也君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

14番(齋藤嘉治君)はい。再質問に入る前に、先ほどちょっと私、登壇で言葉の表現が間違っただけで、最後なのですが、22年度の推計のもとに国保税の引き下げをすべきだと思いますの方に再度訂正方々強調したいと思います。

それでは、3番の国保税の引き下げの件についてお伺いいたします。

細かい数字に対しては午前中、遠藤議員と町長とのやりとりの中で十分理解しました。その二人の答弁のやりとりを見て、私、余りにも細かい点にばかり入って大きな論点が抜けているんじゃないかなという思いがしました。その点の方から国保税に入っていきます。

まず、基金の目的は、先ほど町長答弁、あと午前中の答弁において、だれが見ても基金というはこの運営を円滑にするためのお金だということに関してはそれは異論ないと思うんです。そこで、その基金の額なんです、約3億円が山元町の現状からして多いか少ないか、そして健全運営に支障があるかないかの論点だけだと思います。その点で町長は県からの指針なりいろんな形は言ってますが、先ほど遠藤議員からの質問に出たように、この額というのは2億6,000万強の基金残高にしても、いまだかつてない基金残高なんです。それを上回ろうとしている22年度の決算の推計からすると約3億円になるという基金残高を、町民が苦しんでいる中でこんなに基金を持って運営するようなやり方が正しいかどうか、その論点だと思うんです。だから、その論点についてを中心に町長にお聞きします。

町長、国保税を納めないとどういうふうになるのでしょうか。国保税を未納とすると、もし細かい点がわからなければ担当課長でもいいです。簡単に順番に言って、もし未納になるとどういうふうになるか、町長がわかればいいし、担当課長でも構いません。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたしますが、未納になった場合のいわゆる医療機関での対応ということだろうというふうに思いますので、そのことについては実務に詳しい担当課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。齋藤議員の納めない場合にどうなるかということでございますけれども、まず給付の方と、あと税の二面があると思います。それで、給付の方ということと言いますと、税務課と協力しまして短期証なり、あと委員会を開きまして資格証ということになってくるかと思えます。あともう一つは、納めない人については納税相談、あと納税相談に応じない人については差し押さえ等、公売等をかけていくというようになっていくかと思えます。以上でございます。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。それでは、今私の言葉が足りませんで、資格証と短期証についてももう少しご説明を申し上げたいと思います。未納になった人に対して一番最初は督促状とかを出すわけですけれども、それで、その場合に納税相談に来た人について資格証なり短期証にするかという判断を下すわけですけれども、当然資格証については平成12年度以降の国保税について1年以上の滞納がある場合という限定がついておりますので、それ以上の滞納があつて納税相談、もしくは分納相談に応じない方というふうに規定をしております。資格証をもう少し言わせていただきますと、厚生労働省の通知で、そういうことであっても親が資格証ということで子供については小学生、中学生、高校生については一般保険証を交付することになっておりますので、子供については一般保険証が資格証の世帯であっても一般保険証が交付されております。

短期証については、事務基準をつくりまして納税相談に応じなかったり払わなかった人ということで、12カ月、6カ月、3カ月、1カ月ということで今4種類の短期証が交付されております。それで、その基準といたしましては当然督促状を出して何らかの

アクションがあった場合についてはそれらから除いたり、あと、あっても全然払えないという場合は、また納税相談の機会を持つべく期間を短くして交付しているということでございます。以上でございます。

議長（佐藤晋也君）暫時休憩をいたします。

午後2時26分 休憩

午後2時28分 再開

議長（佐藤晋也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。たびたび済みませんでございます。

まず、一般証と短期証、資格証の違いでございますけれども、一般証は当然普通に2年間、今10月に更新ということでございます。それで、短期証に関しましては1カ月の更新で、それは一般証と1カ月とか3カ月、6カ月、1年ということですが、窓口の方で3割ということで期間が短いということで納税相談の機会を持つ。ただ、資格証に関しましては10割給付になりますので、その場合については、今世間で騒がれている受診の問題とかありますので、医者にかかりたいという人が来ておりますので、その場合は納税相談に応じまして短期証にかえたりしている方もおりますので、資格証に関しましては大分10割というと手出しがふえますので、そこいら辺で納税相談なり何なりの機会を持ちたいということで交付している方もおりますけれども、委員会を開かないと交付できない仕組みになっております。以上でございます。

14番（齋藤慶治君）はい。今の国保税を納めないとななるのかというのは、今言ったように、きちんと納めてもらわないと督促から最初から順番に行って今言われたような手続になって、最悪は差し押さえまで行きますよということだと思っておりますが、私言いたいのは、負担の受益の関係で、そのぐらい厳しい措置が、まず一番は病院にかかるときにかかれぬ、負担がふえるという大切な制度の中で、適正な税額というのをきちんと出さなければ、その分町民というか、国保世帯の方にそこまで厳しくできないんじゃないかということをおっしゃりたいんです。だから、国保料金の改定に当たってもこのぐらい厳しい措置がなされるに当たっては、私ら、町長だけでなく議会の方もこの料金に対しての適正額に対しては本当に重大な責任があるということをおっしゃっていますし、町長にもその点を感じてほしいと思っておりますが、町長、その点だけ。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。

いわゆるこの国保税の制度設計にかかわる部分だというふうに思うんですが、基本的にはその所得割というものを中心にして均等割とか平等割とか、そういうものを加味した中でそれぞれの所得に応じた負担をしていただいているというふうな、そういう仕組みになっているわけですね。その中で個々に分析をしていきますと、ある層については少し見直しの幅が大き過ぎるとか、負担感が大きいと。そういうふうな制度設計になっているんじゃないかと、そういうふうにご指摘をいただいているのは、これまでもいろいろございましたので承知はしておりますので、そういうある層に負担がしわ寄せ的などという言葉は適当じゃないかもしれませんけれども、それぞれに応じた形でバランスのいい方をいかに確保するかということが必要なのかなというふうには考えてござい

す。

14番(齋藤慶治君)はい。税額を決定するには、先ほど言ったように、重大なことだということ私をも改めてこの今回の国保税の例をとってみても責任を重く感じています。それで、今回の改正に当たって、私らもやっぱり町民から説明を求められます。そうすると説明できないですね。というのは、やはり基金残高がなければ、やっぱり制度維持のために、あとは国の制度の関係なので、応分の医療費総額のうち何%かは受益者負担というのは、もう今の制度の中ではどうしようもないんだと。それを変えるには一般会計からの補てんしかないんだというような説明をできないんです。というのは、私の、先ほど町長と遠藤議員との認識の差がありましたが、基金残高がこんなに町民は困っているのにどんどんふえてどうするのと。やはり適正な価格、適正な運営をするということになれば、やはりおのずと過去最高の基金残高を今持っていて、そして22年度推計によって3億円を超えるような基金残高にするような運営をする執行部、議会これはやっぱり両方、町民から信頼をなくす、なくしていることになると思うんです。そういう意味で、やはり前回の、前回というか、21年度決算においての見込み違いというのは違いで私はある程度素直にまず認めてもらって、その認めるところから次の出発点の中で国保の運営の弾力的な考え方の中で町民との約束の中で方向性を町長は示すべきなのかなと。町長、3億円、今度次3億5,000万円になったら、やはりこれこそ行政、こんな町民困っているのにどうなんだという話になると思います。そこでもう一点だけ、まずそれから質問。今年度の関係で約ですが、やっぱり国民保険税約4億5,000万円ぐらいの収入を見込んでます、この23年度の予算、4億5,000万円の収入で約3億円を超えるような基金を持っている事例というのは、私はやはりこれは運営が下手過ぎるんじゃないかなと町民から指摘された場合、町長はどういうふうに答えるか。町長、考え方をお聞きしたいと思います。

町長(齋藤俊夫君)はい。改定の規模と保有額とのバランスということでございますけれども、原則論的な話をすれば、遠藤議員さんにもお答えしたとおりのことになるんですが、県からの指導というのはこれ絶対ではないにしても、一つのよりどころというふうに考えた場合は、お答えしたような、端的に言うところこの3カ年間の給付金の約15%程度が望ましいというふうにされておりますし、話がややこしくするので余り触れたくないんですが、もう一方で、厚生労働省の方からも同じような保険者等の予算編成に当たっての留意事項というふうなものがございまして、これは決して縛りということではないんですけれども、こういう考え方を大事にしながらやるべきだというふうなことも言われております。あくまでも参考までにあえて申し上げます。過去3年間におけるこの保険給付費の平均額の25%を以上を有していること、かつ、かつというか及びですね、直近の3カ年間において単年度収支が黒字であって安定した財政運営を維持していることというふうなことを、その要件にしているわけですよ。これで行くと、25%というところ3億9,000万円ぐらいになるんですね。これは一つの考え方ですから私はこれに固執するつもりは何もございませんけれども、ややもすると、私も去年の5月の関係あるんで余り人ごとというようなことを申し上げるつもりはございませんけれども、どうしても流れの中で少しより安全な確実なこの保険制度の運営に努めてきたという、そういう状況があるのかなということでございます。ですから、先ほど冒頭で最後の方にお

答えしましたように、総合的かつ現実的な対応をしていかなくならないのかなというふうな思いは私も持っておりますので、ほかの特別会計も含めまして、今までこういうふうにしてきたからこれが絶対だということではなくて、もう少し真摯にシビアに制度設計をする必要があるんだろうというふうに思います。私としては職員の皆さんには大変負担をかけますけれども、いろんな面でやはり国保に限らず、よりそういうふうな方向での町政運営というのがこの時期、今の時代は求められているのかなというふうな気もしておりますので、そういうことを大事にしながら、これから国保に限らずもろもろの事務事業を推進していかなくならないかなと、そんなふうには考えているところでございます。

- 14番（齋藤慶治君）はい。全般的な話されるとぼやけちゃうんで、まず国保会計に絞って、ぜひ町長、今若干検討課題に入っているような答弁ありましたが、やはり逆に現実を見つめれば、やはりいつまでもこういう状況じゃおかしいと私は思います。町長は常々町民視点を大事にするということを言っていると思います。国保税に関しては多分町長もいろんな場面で言われていると思います。私ら議員も多分全員がこんなに高くなって納められない、どうするんだという話がされていると思います。そういう中でやはり現実を見つめ、まして、先ほど言ったように国保の運用自体が厳しい、まして国保世帯、町民生活の経済状況もうんと収入が豊かなときなら基金2億、3億、4億あっても構いませんと思うんですが、みんな納めるのにやっと、どういうふうにして納めたらいいかという世帯、私は全世帯だと思います。そういうことを踏まえれば、余分な基金を持つことはまさに運営が下手だと。あなたたちはどういう運営をしているのかというふうに町民から聞かれたら、本当に回答するすべがないというのが私の実感でありますので、町長、先ほど検討の思いもあるようなことを言ってますので、ぜひ22年度決算が推計もう正直に聞けばある程度出ていると思っておりますので、やはり出た段階で23年度か、もしできなければ24年度にはする方向でやはり方向転換、弾力的運用という形ですね。何も3年スパンにこだわらないで、やっぱり現実的なそういう税金の変更というのを真摯に実施していった方がいいと私は思います。

もう一点だけ。町長、今回の提案、さっき言ったように去年度、1年前に議会の方に提案されて、そして、前町長が途中でやめてしまって本当に具体的な限った議論が議会内でも行えない中で、制度が破たんするから認めてほしいという強い要望の中で臨時議会で議決したという経緯があります。ただ、その前提となる数字が、結果的にですよ、結果的に違っているので、それはもうだれの責任じゃなくて、違ったら違ったらに次の段階の対応をしていくのが町民に対してきちんとした私ら行政をあずかるものの対応だと思いますので、ぜひ国保税、余分な基金保有高は要らないと思います。先ほど不足分がきちんと運営できる金額でいいと思いますので、その点、最後にだけ町長、もう一度この国保税値下げに関してのお話を、町長の所信をお伺いしたいと思います。

- 町長（齋藤俊夫君）はい。基本的なスタンスは、繰り返しになりますけれども、遠藤議員にお答えした分と全く同じでございますけれども、私としては町民生活のことも踏まえ、なおかつ、この国保制度のある程度の健全性、そしてまた安定的な運営というふうなことのバランスを限りなく精査する中でこの問題に対応してまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

14番(齋藤慶治君)はい。国保税の値下げに関しては多くの町民も望んでいるし、議会の方にも請願が上がっています。その結論は多分この3月定例会で出ると思いますので、そこら辺の町民、議会の方の判断を一つの材料として、ぜひ町長に値下げの決断をしてほしいと思いますので、この件はこれで終わります。

次、教育長の方にお伺いいたします。

先ほど教育長から学力の方の基礎学力の関係は各学校でいろんな取り組みをしているということを知りました。森教育長自体もこの転換評価の報告書の前の年度の報告者になってますし、今度の新しい報告においても各学校の取り組みは種々いろんな形で一生懸命やっているというのがわかります。ただ、現実的に基礎学力の低下している子供たちも結構多くいるということで、その対策に対して、今度は新しい方式でやっていきたいということであったんですが、現在も小・中学校の連携というのはやっているんですよ。薄いですが、やっていますが、それを教育委員会サイドでもう少し強く学校に検討させることはできるかできないか、その点をもう一度お伺いしたいと思います。

教育長(森 憲一君)はい。お答えいたします。

今お話ございましたように、また先ほどお答え申し上げましたように、各小・中学校におきましては、それぞれ児童生徒の学力向上のためにさまざまな形でその学校の実情に応じた形で取り組んできたわけがございますけれども、やはり私も就任して10カ月目でございますが、いわゆる学校個々の事情に任せただけではなくて、それぞれかなり具体的な方策はやっておるのは事実でございます。あるいは県の教育委員会のさまざまな研究指定なども受けて、子供たちのために教職員一丸となって校長のリーダーシップのもとやっているのは間違いないところでございますけれども、いわゆる教育委員会として山元町のじゃ学力をどうするのかというふうな少し幅広い観点に立ったときのやり方が果たして今までどうだったのかという反省をしておるところでございます。そういった意味で今年度の予算の中にも上げさせていただいておるところでございますけれども、いわゆる町として各小・中学校のその全体的な底上げを図るべく、その対策を今練ろうとしている、そういう部分でございますので、ぜひご理解をいただきたく思っております。

14番(齋藤慶治君)はい。23年度予算においてももう明確に学力向上対策推進事業という形で、これ新規ですね、入ってきたし、そういう意味では今までの取り組みプラス新たなるこういう対策を含めて実施し、これは時間かかると思うんです。やっぱりすぐに結果出るものじゃないんですが、やっぱり町の教育委員会として教育行政として、やはり明確に小・中学校含めての基礎学力の強化というものを毎年この主題にして、そして実践して、その結果が5年後、10年後に出ると思いますので、しっかりとした方針のもとに進めていってほしいと思います。

次の質問として、一貫教育の方に入りたいと思います。

一貫教育、いろんな事例、特区を申請してやっている事例、そして研究校の指定を受けてやっている事例があると思います。登米市の豊里小学校の件、インターネットで調べたら、先進事例として小・中一貫教育、校舎一体型小・中一貫教育校という形でいろんな、先ほど私が言った基礎学力の向上とか、いろんなものを踏まえて実践している形があります。私、子供たちの数聞いてびっくりしたのね。正直言って小さい学校だと思

ったんです。それで、小・中一貫やったのかなと思ったら、小学生が359名だそうです。中学生が198名、それを合計557名の一つの規模で小・中一貫をやっているという、そういう先進事例がありますし、聞くところによると、教育長も前そちらの教育委員会の所長をやったということで、逆に私以上に中身に詳しいと思うんですが、この小・中一貫教育の必要性というのは、簡単に言えばどこら辺がよくてスタートしたのか、もし教育長、先ほどのいろんな説明があったんですが、端的に実践した例としてスタートした例として、なぜこの豊里あたりが小・中が一貫教育を導入したのか、もしその基本的な考え方を知っていればお聞きしたいと思います。

教育長(森 憲一君)はい。お答えいたします。

今お話ございましたように、豊里小・中学校は小・中合わせて550名を有する学校で、決して規模は小さくありません。そういった中でこの豊里小・中学校が取り組んだということは、もともと平成15年の構造改革特区のその認定を受けてスタートしたというふうに私自身は認識をしておるところでございます。しかも、特別な何か学力向上対策ということではなくて、小・中学校の全児童の基礎的な学力向上を図るべく、この小・中一貫校を実施したというふうに伺ってきたところでございます。そして、特にこの豊里町の教育長さんは、いわゆる小学校6年、中学校3年というくりではなくて、その一般的に言われる中で小学校4年生、つまり10歳の一つが壁はあった心理学上あると。それから中学校1年生に上がる時の中1ギャップと通称こう言われるのがあると。それを何とか改善をして子供たちの学力向上に資さなければならないというふうな考え方を伺ったことがあります。そのために6・3制イコール9年間ではなくて、3年、4年、2年というふうな枠組みの中でこの豊里小・中学校は実施をしているというふうに思っております。したがって、小学校6年生とか中学校1年生とかという表現ではなくて、豊里小・中学校第8学年1組とか、多分そういうふうな呼び方で呼んでいるんだというふうに思っております。いずれ、その必要性といたしますが、導入については小・中学校が教員が相互乗り入れができると。それから、そういう小4、中1のギャップを克服できると。そういったことで不登校をなくせるとか、実際成果を上げて不登校がゼロというふうな報告なども伺っているところでございますし、また一部中学校の先生が小学校に来て教科担任制を導入しているとか、いろんなメリットがあって導入したんだというふうに思っております。

14番(齋藤慶治君)はい。メリットについては私以上に全部教育長がわかっているということで、先ほどの小・中連携の進化型として小・中一貫教育というのをぜひ教育環境の整備という形では考えてほしいし、あと、さきに教育長が言いましたように、本校の児童生徒数の減少傾向というのは当面まだまだ続くんですね。1学年見ると、世代的に見るとやっぱり100人前後でずっと今後も推移するという人口のピラミッドがあります。そういう中で子供の教育環境を充実させるには、やはりこういう形も一校だと思えますし、余り少人数では学校の教育の集団教育、まして、この子供たちのコミュニケーションとか対人関係がうまくいかないとか、いろんなデメリットもあるしメリットもあると思うんです。そこら辺を精査して、その流れの一つとしてぜひ少し時間をかけて、本町でも小・中一貫教育の検討というのを真剣にもう行う時期に入っているのかなと思います。この点について最後に再度教育長の基本的な考えをお聞きして終わりにします。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。

今のお話にもございましたけれども、現在、山元町内の小・中学校の児童生徒数は1,149名でございます。5年後には確実にこのままの状態ですと1,000人を切るような状況でございます。ある小学校においてはあと1年後にはいわゆる複式かというのも現実の問題になってまいります。そのほかの小規模校でも100人を切るというふうなこともここ二、三年先には考えなければならないという、まさにそういう状況にあるのも事実でございます。そういった折に子供たちがどういう環境の中で切磋琢磨をしながら今後山元町を背負っていくための本当に力強い、たくましい子供に成長させるためにどういう施策をしていかなければならないのか。今お話ございましたような小・中の連携であるとか、あるいは場合によってはその小・中の一貫というふうなことなども選択肢の一つとしてやはり検討しなければならない時期もすぐそこまで来ているというふうに認識をしておりますので、今後こういったことについて行政側だけではなくて各小・中学校の教職員、それからPTAの方々、あるいは地域の方々などとも議論を交える機会をぜひ持ちたいものだなというふうに思っておりますので、どうぞ今後ともご理解をいただければというふうに思っております。

議長（佐藤晋也君）14番齋藤慶治君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）これで一般質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）はい。以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は3月9日午前10時開議であります。
ご苦労さまでした。

午後 2時55分 散 会
